

平成26年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成26年12月12日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- |   |     |   |           |
|---|-----|---|-----------|
| 市 |     | 長 | 北 村 新 司   |
| 副 | 市   | 長 | 榎 本 隆 二   |
| 教 | 育   | 長 | 加 曾 利 佳 信 |
| 総 | 務 部 | 長 | 石 毛 勝     |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美   |

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成26年12月12日(金)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件  
議案第9号から議案第14号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程  
議案第1号から議案第13号

提案理由の説明

日程第5 休会の件

## ○議長（湯浅祐徳君）

それでは、始める前に一言ご挨拶を申し上げます。

北村市長におかれましては、２期目の当選、誠にありがとうございました。いよいよ２期目のスタートが来たわけでございますけども、磨きのかかる２期目でございます。引き続き市政運営のかじ取りをよろしく願い申し上げまして、そして、北村市長の手腕にご期待申し上げます。一言お祝いの言葉にかえさせていただきます。おめでとうございます。

それでは、本日、平成２６年１２月第４回八街市議会定例会はここに開会する運びとなりました。この定例会は議案１３件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成２６年１２月第４回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は２１名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席者は配付のとおりであります。

次に、決算審査特別委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、１２月３日までに受理した陳情１件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、８月、９月及び１０月執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項についての７件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第１０４条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりであります。

次に、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１７２条第１項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、丸山わき子議員が、八街町議会議員に当選して以来３５年にわたり八街の発展に顕著な功労がありましたので、総務大臣から感謝状が贈呈されました。誠にありがとうございました。

次に、本日の遅刻の届け出が木村利晴議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第８８条の規定に基づき、鈴木広美議員、長谷川健介議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○鯨井眞佐子君**

おはようございます。平成26年12月定例会の会期等を協議するため、去る12月4日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告します。

12月定例会に上程される案件は議案13件であります。次に、一般質問の通告が代表5人、個人7人からありました。以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月25日までの14日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

**○議長（湯浅祐徳君）**

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月25日までの14日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（湯浅祐徳君）**

ご異議なしと認めます。会期は14日間に決定いたしました。

日程第3、閉会中の継続審査事件であります。

議案第9号から議案第14号を一括議題といたします。

これから決算審査特別委員会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員長の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

**○石井孝昭君**

それでは、ご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、さきの平成26年9月第3回定例会において設置され、同時に、各会計決算の認定について付託されました。また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を得て、去る10月1日、2日、3日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第9号、平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額207億5千261万6千880円、歳出決算額201億5千980万5千625円で、歳入歳出差引額は5億9千281万1千255円となりました。このうち、4億3千万円を財政調整基金に積み立て、1億6千281万1千255円を平成26

年度に繰り越しするものです。

審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査いたしました。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、財政状況についてですが、財政力指数は1を超える団体ほど財源に余裕があると言われていたと思いますが、八街市は0.626。実質収支比率はおおむね3パーセントから5パーセントがよいと言われていたと思いますが、本市は4.1パーセント。経常収支比率は、都市部では80パーセントが妥当とされていますが、95.8パーセントで、3年連続で悪化しています。この財政指標をどのように分析して、改善を図ろうとしているのか伺うという質疑に対して、財政指標を見ますと、確かに財政の硬直化が見られ、政策的な計画に対して財源がないというような状況です。今後、財政運営を的確に行っていく上で、経常収支比率の改善を図っていきたいと考えています。そのためには、経常経費であります人件費、扶助費、公債費を抑制しつつ、無駄な経費を削減するとともに、これに充てる財源をさらに確保し、新しい財源を生み出さなければならないと考えていますという答弁がありました。

次に、平成25年度の地方交付税において、政府は地方公務員の給料削減を前提として、抑制に見合った交付税を交付するというものでしたが、結果はどのような状況だったのか伺うという質疑に対して、地方交付税の減額の要因としては、基準財政収入額の中で、市たばこ税が6千600万円の増税。固定資産の償却資産では、東京ガスのガス管の埋設ということで約4千500万円の増収があったということで、交付税が減額になっています。さらに、昨年度、国の政策で行われました職員給料の減額というようなことで、基準財政需要額が抑制されたことにより減額になったと分析していますという答弁がありました。

次に、市税については、収入済額では1億659万円の増収となりましたが、この理由を伺うという質疑に対して、個人の所得につきましては、景気低迷による伸び悩みのため減になったものでございます。法人市民税につきましては、景気低迷による法人利益減少の影響や、平成23年度税制改正において、法人税実効税率を引き下げられたことにより減になったものでございます。固定資産税につきましては、東京ガスによるガス管理設工事終了に伴う配分金が確定したことにより増となったものでございます。軽自動車税につきましては、順調に課税台数の伸びがあったため、増となったものでございます。たばこ税につきましては、売上本数は減っているものの、平成25年度税制改正において法人税実効税率を引き下げられたことにより、地方税の減収に極力影響を与えないよう、都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されるように配慮されたことにより増となったものでございますという答弁がありました。

次に、固定資産税、たばこ税は収入として増えましたが、市税の来年度の見通しを伺うという質疑に対して、固定資産税につきましては、平成26年度は、それほどの差はないものの、27年度は評価がえの年にあたりますので、かなりの減額になると思います。個人市民税、法人市民税につきましても、景気回復の兆候が見られないため減額になると考えておりますという答弁がありました。

次に、市税の徴収強化について、差し押さえの状況を伺うという質疑に対して、平成25年度の差し押さえの状況は総件数521件です。内訳は、不動産158件、動産18件、預貯金154件、給与59件、その他が132件です。その他の中に、生命保険が102件、国税等の還付金が26件、その他4件ですという答弁がありました。

次に、市税の減免状況について伺うという質疑に対して、減免については、各税目のうち納期未到来の部分について適用になります。固定資産税、都市計画税につきましては、生活保護等が213件、金額にして163万4千900円、公益専用が1件、金額にして7千円。災害が2件、金額にして3万1千700円。その他が280件、金額にして492万4千400円。合計で496件、金額にして659万8千円となっております。

市県民税におきましては、生活保護が7件、金額にして10万800円となっております。軽自動車税につきましては、身体障害者に対する減免が197件、金額にして134万5千円。身体障害者仕様に改造されているものが8件、金額にして4万4千800円。公益専用が18件、金額にして8万4千800円。合計で223件、金額にして147万4千600円となっておりますという答弁がありました。

次に、予算現額は216億9千892万5千円。当初予算は199億1千500万円であり、当初予算に比べて約18億円もの増額となっております。台風被害、こういうものに対応しなければなりませんし、国や県の補助金、あるいは、交付金などの確定などによる補正はあってしかるべきだと考えています。予算額の1割弱にあたる18億円もの増額というのは予算編成としていかなるものかと考えますが、どのように考えているか伺うという質疑に対して、当初予算については通年の中でしっかり編成していたところですが、市民サービス、あるいは、市民の生活を守るという立場で補正予算を計上したところだということですという答弁がありました。

次に、逆進性の強い消費税増税はやめるべきだと政府に強く求める必要があると思うが、いかがかという質疑に対して、消費税率の改定については、国策であるということから、国会において十分な議論をし、総合的に判断していただくことが大変重要であると考えています。市長会などを通じて、低所得者にも十分配慮した、国民の誰もが納得できる制度になるよう要望したいと考えていますという答弁がありました。

次に、教育施設建物等の使用料の内容を伺うという質疑に対して、小・中学校、幼稚園、そのほかに、ナチュラルの敷地、たけのこの里、グラウンド、公民館、学校給食センター等の教育施設の全ての電柱の使用料が主なものです。昨年度までは自動販売機等の使用料もかなりありましたが、平成25年度についてはスポーツプラザの自販機分だけですので、減っていますという答弁がありました。

次に、地域自殺対策緊急強化基金補助金はどのような事業に充てられているのか伺うという質疑に対して、主に教育支援センターの運営費等に使用しています。内容は、学校教育相談員やカウンセラーの活動費及び施設の維持管理費に充てていますという答弁がありました。

次に、中央公民館の使用料は平成24年度より30万円ほど減っていますが、耐震工事の

影響以外に何が原因があるか伺うという質疑に対して、耐震工事以外では、陶芸窯が途中で壊れましたので減額になったと考えています。本年度は本格的に稼働していますという答弁がありました。

次に、図書資料等紛失等弁償金はどのような状況になったときに弁償金として支払うのかという質疑に対して、貸し出した図書について毀損、汚損が発生した場合に、現品あるいは現金で弁償していただくものです。平成24年度は21件、25年度は14件弁償をしていただきました。家庭に持ち帰って、その中でお子さんがいたずら書きをしてしまったとか、破いてしまったなどが主な原因となっていますという答弁がありました。

次に、給食費の未納について、前年度と比較すると112万円増加しています。滞納状況について伺うという質疑に対して、平成24年度と平成25年度の収納率を比較すると、97.07パーセントから96.59パーセント、0.48ポイント前年より下回る結果となっています。主な原因として考えられることは、新たに未納者が445人から503人と58人増えています。全国的に見ましても、保護者としての責任感や規範意識の問題があると思われる。経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が少なくありません。今後の対応といたしましては、学校給食の意義、役割を保護者の皆さんに十分認識していただくため、学校だより、給食だより等により周知を図っていきます。本年度は新たに、就学時健診時に、保護者を対象に、未納対策、学校給食事業の説明を予定していますという答弁がありました。

次に、産業廃棄物手数料7千505万円の具体的な内容を伺うという質疑に対して、上砂地区にありました廃棄物の撤去に係るもので、可燃物と不燃物についてクリーンセンターに搬入されたものに対する手数料です。可燃物がトンあたり2万5千円で20トン、不燃物はトンあたり3万4千円で2千200トンになり、計7千505万円となったものです。ほかのコンクリート殻、タイヤ等は専門業者が処分していますという答弁がありました。

次に、原子力発電所の事故に係る損害賠償金は全額補償されたのかという質疑に対して、ほぼ満額補償されています。今後も今までどおり請求していきますという答弁がありました。

次に、強い農業づくり交付金の内容を伺うという質疑に対して、グリーン八街のニンジン選果機の更新事業になります。今回のニンジン選果機の更新事業により作付が増えている春ニンジンは、身がやわらかくて、前の機械では選果できませんでしたので、春ニジンが選果できる機械を導入しました。市場関係者の方からも新しい産地ということで期待されていますので、春ニジンをPRしていくことにより、ニンジンの消費拡大や市の産地化につながるのではないかと考えていますという答弁がありました。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業交付金では、交付金を受けた人数と面積を伺うという質疑に対して、平成25年度は有機農業をされている方で10件、面積は2千87アール。緑肥、低農薬、低化学肥料という形で実践された方が2件で、100アールになりますという答弁がありました。

次に、住宅使用料の滞納状況を伺うという質疑に対して、市営住宅の使用料の現年分は、

調定額が5千78万7千470円に対して、収入済額が4千961万2千円、収納率にして、現年分は98パーセントになっていますという答弁がありました。

次に、6人に1人の子どもたちが貧困家庭で育っている状況の中で、保育料の未済額があります。前年度と比べると未済額が減っている要因を伺うという質疑に対して、本人からの申し出により、児童手当から保育料に振りかえができる制度が定着してきた効果があると考えていますという答弁がありました。

次に、こんにちは赤ちゃん事業補助金の内容を伺うという質疑に対して、赤ちゃん訪問という形で生後4カ月までの家庭に訪問している事業です。平成25年度の訪問件数は166件でしたという答弁がありました。

次に、歳出1款議会費では、備品購入費の議長用肖像写真についてですが、議長は1年交代で毎年交代しています。地方自治法では、議長の任期は議員の任期という定めがあります。各市町村では、1年、2年、3年、あるいは、4年の市町村もあります。このような中で、予算に議長の肖像写真代を計上するのは、何かやはり矛盾があると考えます。このことについてどのように考えているのか伺うという質疑に対して、1年ごとの議長交代という現実がありますので、今後は、議会改革検討協議会、議会運営委員会、全員協議会等でお示しいただければ、そのような方向で動きたいと考えていますという答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、入札が平成26年度に千葉電子調達システムに変わりましたが、費用対効果の面から見てどのように判断しているのか伺うという質疑に対して、電子入札にした目的は、事務費の削減や入札参加業者の利便性の向上に資するために実施しました。平成25年度の電子調達システムの関連経費は444万5千891円の支出でした。費用対効果については、財政課の事務的などころでは、入札に係る事務の時間が減ってきていると考えています。また、業者におきましても、今まで紙入札でやっていたものが、全部電子でやっておりますので、その辺で効果があるというふうに認識していますという答弁がありました。

次に、庁舎管理費の光熱水費では、庁舎はもちろんのこと、全ての公共施設の電気代を太陽光発電で賄うような計画を立てて実施していく方向が必要ではないかと思うが、どのように考えているかという質疑に対して、電気料については、平成25年度は平成24年度と比較すると、東京電力の電気料金値上げによるもので、90万9千円ほど増加しています。使用量については5万7千402キロワット減らした状況です。現在はPPSの導入について検討しているところです。太陽光発電についても検討し、電気料金の縮減に努めたいと考えていますという答弁がありました。

次に、庁舎整備費については、第2庁舎の安全性についてどのように確保するか伺うという質疑に対して、第2庁舎は耐震性がないという指摘を受けていますので、改修しなければなりません、かなりの事業費が必要になるので、今回の総合計画、基本計画、実施計画の中で登載していき、進めていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、庁舎管理費の燃料費は、昨年度の決算と比較すると3倍ぐらいに増えている要因を

伺うという質疑に対して、非常用発電機を平成25年に設置しまして、非常時にすぐ活用できるように、燃料を購入しました。この燃料が46万9千円でしたので、増加しましたという答弁がありました。

次に、市長交際費は、地方財政が悪化する中で、印旛郡市の自治体の中で市長交際費を大幅に減らしています。ところが、八街市の市税収納率は県内最低でありながら、市長交際費は最高額となっています。支出基準をさらに低くすべきと考えるが、どのように考えているかという質疑に対して、交際費は、八街市を代表して外部と交渉する場合や、行政執行上において必要となる経費でございます。その支出にあたっては、交際費の支出基準内規や、公職関係者弔慰金等贈呈要領に基づいて、適切に支出しているところです。今後も必要最小限の支出を念頭に置きつつ、ルールに従った適切な支出をしていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、山田台郵便局で住民票、印鑑証明書をご本人に限って発行するサービスを行っていますが、山田台郵便局は車の出入りが非常に大変なところです。南部老人の憩いにこのサービスを移設する考えはないのか伺うという質疑に対して、現在は山田台郵便局で実施していくという考えは変わりありませんが、今後、そのような声が多くなれば、事務所を移すということについて検討したいと考えていますという答弁がありました。

次に、平成25年4月に成田空港活用協議会が設置されて、本市もこれに加入しましたが、事業の内容を伺うという質疑に対して、この協議会は、オール千葉で千葉経済の活性化につながるため、一丸になって事業を実施するというで設立されております。昨年度は成田空港でスイーツイベントが行われ、本市も出展していますという答弁がありました。

次に、公共交通対策については、移動について困っている方たちが安心して病院やさまざまなところに行けるデマンドタクシーを一部の地域で10日間だけ運用しましたが、ぜひ早急に実施する計画を立てていただきたいが、どのように考えているのかという質疑に対して、ふれあいバスとデマンド交通を含めた形の今後の公共交通のあり方については、地域公共交通協議会の中で十分検討していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、地域集会施設建設費等補助は、補助金が大変少ないという声があります。補助の内容を伺うという質疑に対して、新築または全面改築を区が行うものは工事に要する経費の2分の1以内、限度額が600万円です。町内会レベルでは、例えば、自治会が計画すると、新築または全面改築で工事に要する経費の2分の1以内、300万円が限度額になります。増築または一部改築では、工事に要する経費の3分の1以内で、限度額が300万円。修繕または建築設備、附帯設備の工事は、実際の経費が10万円以上のもので、3分の1以内、限度額は30万円ですという答弁がありました。

次に、東日本大震災の避難者支援に係る民間賃貸住宅提供事業では、避難されている方々は地域でつながりを持っているのか伺うという質疑に対して、住宅を提供していただいている方にお金を交付しているところで、生活実態の把握はしていませんという答弁がありました。

次に、市税徴収事務では、市税等収納補助員の方の収納額を伺うという質疑に対して、収納員は2人いますが、1名の方が3千370万3千293円、もう1名が1千497万35円ですという答弁がありました。

次に、歳出3款民生費について、朝陽保育園は、定員が160人のところ、176人の子どもが入園しており、16人オーバーになります。運営上の問題はないのか伺うという質疑に対して、弾力化115パーセントというところで認められているところです。現在、運営に問題はありませんという答弁がありました。

次に、子育て支援センター事業は、予算が減ってきました。子育て支援センターには保育士さんがいらっしゃる、遊ぶ場もあるということで、私は、縮小ではなくて、児童館ができるまで予算を増やして、たくさんの方たちが利用できるようにしていく必要があるのではないかと伺うという質疑に対して、子育て支援センター事業費は、実住保育園で実施している事務的経費を計上しているところです。八街かいたく保育園、生活クラブ風の村保育園、八街の私立保育園でも実施しています。新しくできるこども園でも実施していただけると聞いていますので、子育て支援センターは、今までも充実した事業を行っていますが、さらに充実させていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、生活保護費の扶助費、前年度比5.5パーセント増となっていますが、特に、医療扶助、介護扶助が増えている原因を伺うという質疑に対して、医療扶助、介護扶助は、平成24年度末と平成25年度末を比較すると28人の増です。保護の高齢化があり、平成25年度末で保護高齢化率が48パーセント、今年の8月末も、コンマ8ポイント上がり、48.8パーセントという高い水準になっています。高齢化の進展が顕著にあらわれていると考えていますという答弁がありました。

次に、民生委員は仕事が大変多くて大変だと思います。今後、交代する場合、にどのようにしていくのか伺うという質疑に対して、民生委員の活動等は広域になりますので、なかなか活動していただける方々が少ないと聞いていますが、民生委員は支援活動ですので、各地区にご協力を仰ぎながら、また、各民生委員さんの活動補助という形で今後も実施していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、総合保健福祉センター管理では、エアコンが壊れ、修理するまでに大変日にちがかかったということで、職員、また、来庁される方々が大変お困りになりました。空調の保守点検は毎年実施していますが、不具合が見つからなかったのか伺うという質疑に対して、市民の方々、また、職員の方々にご迷惑をおかけしたことにつきまして、おわび申し上げます。点検では、真空状態にならないということはありませんでした。穴が開いた部分がかかなり小さかったのですが、そのまま稼働していましたが、冷房に切りかえたところ、それが腐食により大きな穴になり、真空になりませんでした。部材等の手配、また、業者の人材等の手配できず、修理まで大変日にちがかかってしまいました。今後、このようなことがないように、施設管理をしていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、2市1町のSOSネットワークについて、今、全国で、認知症の方々の行方不明、

そして、保護されている施設でどこのどなたかがわからないというようなことが問題になっていますが、本市の状況を伺うという質疑に対して、平成25年度の実績は、ファクシミリ捜査42件で、うち、八街市内が13件、そのうち、行方のわからない方が1名となっていますという答弁がありました。

次に、生活保護費の教育扶助費が前年度より8.4パーセント減っていますが、子どもたちの貧困が広がっている中で減っている原因を伺うという質疑に対して、まず、児童生徒の減少があります。平成25年度と平成24年度を比較すると、小学校児童数でマイナス6人、中学校生徒でマイナス9人、合計でマイナス15人減っていますという答弁がありました。

次に、生活保護事業の中国残留邦人支援の内容を伺うという質疑に対して、中国残留邦人支援は2世帯、4人になります。支援内容は、この2世帯の方々は以前生活保護を受給しており、この生活保護基準により、若干上乘せした形で支援しているものですという答弁がありました。

次に、総合保健福祉センターの中にある自立生活センターどんぐりさんからの建物使用料及び光熱費等は免除されていますが、どのように考えているのかという質疑に対して、建物使用料については当初から免除していたという経緯があり、今後も引き続き免除していきたいと担当では考えています。しかしながら、光熱水費等につきましては、従来の運営方法、運営形態と大分変わってきているのではないかと感じていますので、運営方法につきまして再度協議し、今後どのようにするかを考えていきたいという答弁がありました。

次に、ひとり暮らし高齢者訪問業務の内容を伺うという質疑に対して、この事業は、訪問を希望するひとり暮らし等の高齢者を対象として訪問業務を行うもので、安否確認、また、地域からの孤立を深めないため、社会福祉協議会に業務を委託していますという答弁がありました。

次に、障害者自立支援のサービスを利用する場合、住民税非課税世帯では利用料は無料で、以前はほとんどの方が無料でしたが、現在の状況を伺うという質疑に対して、利用者負担額は世帯の所得に応じて負担上限月額が決められており、生活保護受給世帯の人は月額0円、低所得として市町村民税非課税世帯の人は月額0円、そして、一般1として、市町村民税課税世帯で所得割が16万円未満の人は月額9千300円が、一般2として、それ以外の方は月額3万7千200円が負担上限額であり、現在も非課税世帯が多い状況となっておりますという答弁がありました。

次に、老人福祉センターの利用者はやはり高齢化とともに増えていますが、福祉センターではバスで利用者の送迎をされていますが、バスの利用状況を伺うという質疑に対して、平成25年度は92団体、延べ1千245人がご利用されました。平成24年度は81団体で1千82人でしたので、利用回数で14パーセントの増、延べ人数では15パーセントの増となっていますという答弁がありました。

次に、国民年金費では、社会保険労務士による年金相談を年6回行っていますが、年金はいろいろな法律が変わったり、形態が変わってきていますので、皆さんが相談を受けやすく

していただきたいと考えます。何人の方が相談を受けているのか伺うという質疑に対して、相談件数は年間10件程度で、1回につき2人ぐらいお見えになりますという答弁がありました。

次に、つくし園では運動会を毎年行っていますが、予算的に何か位置付けがあるのか伺うという質疑に対して、運動会は今年で3回目になります。特別に運動会ということで予算は計上していませんので、社会福祉協議会から品物をいただいたり、手づくりの運動会になります。工夫しながら華やかな運動会になるよう努めていますという答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費について、公害対策費の自動車騒音常時監視業務の内容を伺うという質疑に対して、この監視業務は平成24年度から市で実施しているもので、以前は県で実施していました。平成25年度の実施した箇所は、国道409号滝台出荷場付近、県道千葉川上八街線の川上小付近、県道東金山田台線の二州小付近の3カ所で実施しました。国道409号滝台出荷場付近において、昼間、夜間ともに、1度ずつ1デシベルのオーバーがありましたという答弁がありました。

次に、不法投棄対策の実施状況と大東区の古タイヤ置き去りの対応を伺うという質疑に対して、平成25年度は監視員20名を委嘱して、監視回数は663回、延べ人数で969人、発見件数は38件、発見件数のうち35件は監視員さん等にて処理していただきました。また、市または県の方において処理したものが3件でした。大東区の古タイヤについては、地権者及び所有者、事業主等の調査をし、産業廃棄物であることから、現在、県の方で引き続き調査等を行っています。本市では、産業廃棄物であることから撤去等を行わないでいますが、蚊の発生等がありますので、1度蚊の消毒等を行いました。また、現在も職員、監視員により監視を行っていますという答弁がありました。

次に、産業廃棄物不当投棄監視業務の内容を伺うという質疑に対して、産業廃棄物等が不法投棄されている箇所について監視していただいているところです。週末の夜間等を重点的に調査しており、各箇所の変化を写真、報告書、また、図面等で報告をいただいているところです。平成24年度は22カ所、平成25年度は21カ所を調査していますという答弁がありました。

次に、クリーンセンターでは焼却飛灰をテントに保管していますが、解決の見通しを伺うという質疑に対して、テントの中に約450袋、量にして180トンほど保管しております。約180トンが処理されていません。これについては、来年度の9月頃までに対応していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、在宅訪問歯科診療事業は、平成24年度と比較し増額となった理由を伺う。また、この事業の基準を伺うという質疑に対して、平成25年度につきましては1名の方が対象でしたが、回数が10回と増えたためです。基準は、八街市の在宅医療の要項に基づき、市内に居住し、寝たきりまたはそれに準ずる方で、65歳以上で歯医者さんに通えない方になりますという答弁がありました。

次に、妊婦健診は、現在、障害を持っているお子さんが多くなりつつあるというふうと言

われていますので、受診していくことがとても重要です。14回の無料健診は今後も続けていくのか。また、受診率を伺うという質疑に対して、無料で続けていく予定です。受診率は79.8パーセントになりますという答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、農業委員の定数22名について検討され、22名がそのまま継続されたと聞いています。遊休農地、あるいは、耕作放棄地等が発生している現在、農業委員の定数についてどのように考えているのかという質疑に対して、遊休農地に係る指導について、農業委員の任務と承知し、活動をしているところです。今後、農業委員による中間管理機構を利用する意図があるかどうかの利用意向調査の実施が予定されていることから、現在の定数をもってそれらの職務に当たっていただくことが適当であると考えていますという答弁がありました。

次に、農業委員会では、3条、4条、5条申請の状況を伺うという質疑に対して、各申請案件については窓口にて目的、内容を確認し、申請を行っているところです。よって、申請された全ての案件についてはおおむね許可となっていますという答弁がありました。

次に、園芸用廃プラスチック適正処理事業では、3・11福島原発による放射能問題で、平成24年は放射能関係で、いろいろ問題がありました。現在は大分改善されて、通常どおり廃プラが出されているのか伺うという質疑に対して、処理量自体は年々減少傾向です。これは、農家さんの方で使ったビニールをもう一度利用する、ハウスではなくマルチに使う、また、ビニール自体がPOフィルムとあって、耐用年数の長いものを使う農家さんも増えていきますので、年々、多少ですが、処理量は減少傾向にありますという答弁がありました。

次に、環境保全型土づくり対策事業では、平成25年からヘアリーベッチとシロカラシの配付が開始されましたが、配付状況を伺うという質疑に対して、ヘアリーベッチを利用された方は53名で、489キロ。シロカラシは61名で、261キロになります。これにより、例年配付していた麦類が減ることはなく、新たな取り組みを始めた方が増えていますという答弁がありました。

次に、有害鳥獣駆除対策が行われていますが、有害鳥獣による被害状況を伺うという質疑に対して、各連合会からの被害調査によると、金額的には5、60万円の被害になっていますという答弁がありました。

次に、八街の小麦粉「ユメシホウ」を学校給食に使用していますが、どのぐらいの面積で作られているのか。また、学校給食分は賄えています、作付面積は増えているのか伺うという質疑に対して、作付面積は約10ヘクタールです。作付をお願いしている生産者さんの話では、「ユメシホウ」という品種は肥料をたくさん使用するなど非常に作りづらい品種なので、給食を賄える分のみの作付で手いっぱい状況と聞いていますという答弁がありました。

次に、農業後継者対策事業では後継者を増やそうと努力しているところですが、今後、これは抜本的に対策を立てていかないと、八街市の基幹産業である農業が基幹産業ではなくなってしまうということが目の前に来ているのではないかと思います。今後の方針について伺

うという質疑に対して、国が行っている青年就農給付金事業については、引き続き推進してまいりたいと考えています。青年就農給付金事業は親元で就農されている方々にはちょっとハードルが高いので、今年度からは、対象にならない方々に対して、市の単独事業で年間24万円を給付するというような制度を始めています。婚活事業に対する支援なども引き続き実施することにより、新規就農者、あるいは、担い手の確保に努めたいと考えていますという答弁がありました。

次に、農産物地域ブランド化推進では、さらに新しいものを開発していくことが農業の発展には大事と考えているが、新たなブランド化についてどのように考えているのか伺うという質疑に対して、県の地域農産物ブランド化推進事業は、平成25年度が最終年となりました。新たなブランド化ということでは、まだ決まった話ではありませんが、給食センターとニンジンを使ったゼリーを給食に供給できないかを検討しているところですよという答弁がありました。

次に、畜産業振興費が増額となっている理由を伺うという質疑に対して、飼料生産拡大整備支援事業ということで、耕作放棄地を再生利用して自給飼料を作成する組合に、飼料をロールにする機械、そのロールにしたものにビニールをかける機械の導入に対しての補助金が増額となっていますよという答弁がありました。

次に、青年就農給付金を受給している方は八街市内に住所のある方か。また、他市から通う場合は対象にならないのか伺うという質疑に対して、現在、給付金を受給している方は、市内に住所がある方です。他市の方については、主となる農地を市内に有していれば対象となり、今年度、夫婦で就農する方から申請が上がってきている状況ですよという答弁がありました。

次に、歳出6款商工費について、商店会街路灯では、文違商店会が国の補助金を活用してLED化したことによって、電気料金が7割軽減された事例があります。この事業による歳出削減効果は大変大きいと考えるが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、平成26年度は、現在、6商店街が申請を行い、内諾を得ているところです。今後もLED化へ向けての補助事業を活用していきたいと考えていますよという答弁がありました。

次に、就労支援事業の実績を伺うという質疑に対して、「ジョブ・ナビ・やちまた」のアクセス状況、登録状況の実績は、平成25年度末、現在パソコンからのアクセスが3万567件、携帯電話からのアクセス状況が6万1千335件、登録事業者数は現在390社となっています。また、平成25年1月の調査時で採用のあった方は63名になりますよという答弁がありました。

次に、ピーちゃん・ナツちゃんのキャラクターの使用について、八街落花生組合に加盟の方に商品のパッケージにピーちゃん・ナツちゃんをなぜ使用しないのかを聞くと、キャラクターが使用できることを知らない方がいました。キャラクターの使用について、業者にもっと徹底させてフルに使用できるように勧めるべきではないか伺うという質疑に対して、落花生の業者会、商工会議所を通じて、キャラクターが使用できるようになったことはお伝えし

ていますが、まだ行き渡っていないのが現状だと思いますので、再度そのようなPRを行っていきたくと思いますという答弁がありました。

次に、商店街空き店舗活用事業補助金の15万円をどのように活用されているのかという質疑に対して、南口商店街にあるギャラリー悠友の家賃の補助をしているところだそうですという答弁がありました。

次に、消費生活対策では、消費相談員が相談を受けた状況を伺うという質疑に対して、平成25年度の相談件数は457件、平成24年度は440件で、年度ごとに相談件数が増えている状況です。相談内容は、やはり、契約関係のトラブルが多く、近年はインターネット関連の相談が多く見受けられますという答弁がありました。

次に、観光農業推進費はあまりにも少なくないか。八街市にドラマとか映画を招致すれば若者も増えるし、八街への関心度も高くなると思うが、どのように考えているのかという質疑に対して、観光農業推進は、ここ数年、落花生のPRとともに活動し、売り上げの中で運営費を捻出している状況です。これからは、落花生だけではなく、八街の野菜も各地に発信していきたいと考えていますが、財政事情もありますので、工夫しながら対応を図っていきたくと思いますという答弁がありました。

次に、夏祭りは人気が出てきて、今年も去年以上に人が集まり、大変盛大に行うことができましたが、毎年同じような内容で、パターン化してきています。例えば、何回記念等のときに打ち上げ花火や、浦安の場合は青森からねぶたや、盛岡からさんさ祭りも呼んでいます。このようなことを実行委員会などで提案できないか伺うという質疑に対して、そのような大きなイベントがあればさらに活性化されると思いますので、貴重な意見として伝えていきたいと思います。毎週第2日曜日に北口市を皆様のご協力のもとに続けさせていただいており、12月には千葉県内のゆるキャラを集めて、市を活性化させたいと考えていますという答弁がありました。

次に、中小企業への融資について、八街市は努力されて、毎年少しずつ増えているようですが、報道では、銀行は大手の企業には貸し出しが増えているけど、中小のところへは貸し出しを渋っているとのことでした。貸し出しのリスクがあるから減らしていくなどあってはならないと思うが、どのように考えているのかという質疑に対して、市の融資制度は、申請がありましたら早く融資が受けられるように、迅速に書類審査と現地調査を進めて、保証協会の方へ速やかに書類を提出しています。また、市の融資制度の中で、従業員が20名以下の小さい事業者、個人営業について使える特別小口事業資金という枠があり、保証協会の方で保証料を下げ貸し付けができるようになっていますので、こういうものも速やかに融資が行えるように手続を進めていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、道路排水対策で雨水調整池等の用地を賃借していますが、調整池は1回作ってしまえば永久に維持しなければならないので、購入していった方がいいのではないかと考えるが、現在、八街市が管理する調整池で、市が所有するものと賃借で使用している割合を伺うという質疑に対して、調整池用地につきましては、現在、市が所有し

ているところが6カ所、借地しているところが29カ所あり、合計35カ所のうち、6カ所、約17パーセントが市の所有となりますという答弁がありました。

次に、道路側溝清掃業務は14件行われましたが、大雨のたびに冠水するところは側溝が清掃されていないからという意見もありますので、計画的に側溝清掃をしていく必要があるのではないかと伺うという質疑に対して、側溝清掃業務は計画的に実施できればいいのですが、八街は砂ぼこりにより詰まるところが多いので、現在、要望に基づき実施しています。今後も順次現地を確認して、側溝清掃を進めていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、道路整備事業費の物件調査業務の内容を伺うという質疑に対して、この物件調査業務は、市道204号線の道路拡幅に伴う物件調査ですという答弁がありました。

次に、住宅維持管理では、富士見団地の跡地利用についてどのように考えているのか伺うという質疑に対して、富士見団地は、電柱や下水道管、水道管などの地下の埋設物があったり、また、通路は位置指定道路になっているので、廃止の手続等も必要になります。住宅として取り壊した後、用途廃止をして、普通財産に引き継ぎ、それから利用方法について検討していきたいという答弁がありました。

次に、住宅耐震化促進事業では、耐震診断をしたのは3件で、実際に改修したのは1件のことですが、2件は、耐震の結果、改修をしなくてもよかったという結論だったのか伺うという質疑に対して、耐震結果は悪い結果が出たところもありますが、耐震改修費はかなり費用がかかりますので、補助金があるとはいえ、個人の負担の部分がかなり大きい額になり、診断結果を受けて改修したいけれども、その費用を捻出することができないという状況もあります。このことについて、市もできるだけ補助を活用していただきたいと考えていますが、すぐに改修工事を行えない状況にありますという答弁がありました。

次に、住宅リフォーム工事補助事業は61件とのことですが、昨年度と比較するとどのような状況か伺うという質疑に対して、平成24年度は46件で補助金の総額が371万9千円でしたので、25年度は1.32倍の増加となりましたという答弁がありました。

次に、駅周辺整備事業諸費では、駅周辺というのは街の顔です。北口はまだこれからいろいろ開発されると思いますが、南口を含めて駅周辺整備はこれからも続けていかなければならないことで、今後の検討課題と考えるが、駅周辺整備事業は終了してしまうのか伺うという質疑に対して、北口の区画整理は平成25年の3月で換地処分が終わり、清算業務ということでは完了いたしました。区画道路関係の修繕等は道路河川課で行いますが、北口の区画整理事業としては、ほぼ予算的になくなると考えていますという答弁がありました。

次に、防犯カメラは平成26年度は2台増やしていますが、現在、何台防犯カメラが設置されているのか伺うという質疑に対して、市所有の監視カメラは自由通路12基、八街駅第5自転車駐車場14基、合計26基です。また、八街駅第1自転車駐車場に来年の7月までのリースとして14基あり、合計で40基所有していますという答弁がありました。

次に、けやきの森公園の駐車場には常に同じ車が駐車していて、一般の利用客が不自由しているように見えます。どのような管理状況か伺うという質疑に対して、管理方法は月曜日

から木曜日まで夕方5時に施錠し、それ以降、金曜日から週明けまでは開放している状況です。毎日夕方5時に職員が施錠していますが、1週間のうち2日間ぐらいは1台ないし2台駐車した状態で施錠している状況です。けやきの森公園を利用している方ではないと考えられますので、今後、管理について検討していかなければならないと考えていますという答弁がありました。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時06分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石井孝昭君

それでは、引き続き朗読を申し上げます。

歳出8款消防費について、防災行政無線保守点検業務は31基とのことですが、これは、不具合があったから点検したのか伺うという質疑に対して、平成24年度に防災行政無線のデジタル化の工事をした分を除いて点検しましたという答弁がありました。

次に、避難場所整備事業では、防災備蓄用備品の進捗状況を伺うという質疑に対して、当初に備蓄用として整備した備品は資器材が十分ではなかったということで、平成25年度にトイレ、簡易テントなどを新たに加え、一定の水準は保っていると考えていますという答弁がありました。

次に、非常備消防運営費について、常設の消防署員だと1人当たり大体500万円かかると言われています。八街市に約500人いる消防団員を常設消防署員では3名雇っているぐらいの1千500万円で雇っている状況です。消防団員のなり手がいない、その1つのネックは消防団員の給与、これを何とかしないと今後ますます苦しくなるのではないかと考えます。消防団は自主防災組織の中で特に大事ですから、市の単独費を使ってでも少し改善できないか伺うという質疑に対して、消防団員の報酬は、国の方で消防団員に対する報酬基準というものが定められており、八街市は決して低い水準ではないと認識しています。しかし、団員の確保という観点からは報酬の検討が必要であると考えますが、財政状況もありますので、現状報酬を上げることは非常に難しいと考えていますという答弁がありました。

次に、消火栓を新設した場所を伺うという質疑に対して、八街市八街字北側地先に2カ所、八街字北中道地先に4カ所、合計6カ所となっています。平成25年度末、消火栓総数は627カ所になりますという答弁がありました。

次に、備蓄倉庫に保管してある物品に対する消費期限切れについてどのような処理をしているのか伺うという質疑に対して、期限の切れるものについては、廃棄するのではなく、防災訓練や産業まつりのときに配付し、PRなどに活用していますという答弁がありました。

次に、防災関係の職員は3名ということで、大変少ない配置で心配をしているところです。誰かが体調が悪くなったときにすぐに対応できるような、そういう人員増が必要と考えるが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、危機管理の面、また、防災をあわせて、職員数が十分ではないのは事実です。休暇等について非常に取得しづらい部署ですが、時間給等をうまく利用し、体調管理などを行っているところです。台風等の風水害等については、防災課を中心に行いますが、総務部内の職員が夜の電話対応など、率先して応援体制をとっているところです。危機管理部門を中心に、消防についても、夜中の火災等、十分に対応できる体制を検討していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、歳出9款教育費について、教育支援センター管理運営費の具体的成果を伺うという質疑に対して、教育支援センターは長欠の予防、そして、長欠からの回復を主とした組織で、家庭訪問担当相談員等が家庭訪問し、登校刺激を与えて学校復帰につなげているところです。平成25年度の実績は、教育支援センターナチュラルの在籍人数では、小学生の通所が3名、中学生の通所9名、合計12名の通所生がおり、うち学校に復帰できた、もしくは学校に1週間のうち何日か登校できるようになった人数は、小学生で2名、中学生で4名、合計6名。及び、完全に学校に復帰できた人数は、小学生で1名、中学生で2名、合計3名の実績があります。また、一時的にお試しで通所する子どもたちがおり、学校生活に興味、関心を持ちつつ、きっかけを探すということで来所をしており、その子どもたちに適切な支援援助ができていていると考えています。高等学校進学等の社会復帰については、不登校生徒を対象とした進路説明会、未来への扉を開こうという行事を主催しています。サポートセンター及び定時制、3部制の高校、通信制の高校、サポート校等の学校がその説明会に参加していただき、実際に高校入試に挑戦した子どもたちが数名いますという答弁がありました。

次に、小学生の段階で不登校などのいろいろな問題がある中で、小学校に適応教室の設置ができなければ、相談員を1人増やすだけでも大分違うと思うが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、校内適応指導教室補助教員については、平成25年度は中学校に4人配置をしています。その関係で、時給単価を1千200円から1千円に減額し、人数を確保した経緯があり、教育補助員についても26名の人員の確保に向けて努力をしています。十分ではないかもしれませんが、できる範囲で子どもたちの生活の支援をする役割を持つ臨時職員を雇用していますという答弁がありました。

次に、育て八街っ子推進事業は、子どもたちの支援、学力向上など、何をやるものかをきちんと方向を決めて人を配置すべきと思うのですが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、幼・小・中・高連携の教育を推進していくというのが八街の教育の原点です。その中で、地域の知識のある人、あるいは、技術を持っている人をゲストティーチャーとしてお招きして、子どもたちの学習に活かす、あるいは、教職員の研修に活かすということで活用しているところです。講師については、大学の先生をお招きする場合も事業によってはありますが、継続可能な形で費用を有効に使っていくという考え方で進めていますという答弁がありました。

次に、教育補助員は、緊急雇用創出事業で平成24年度の単年事業として26名八街に配置していましたが、どのような仕事をしていたのか。また、平成25年度は配置されなかったことにより影響はなかったのか伺うという質疑に対して、教育補助員の仕事の内容は、教育活動に関わる記録事務の補助、また、司書教諭の補助という図書室の本の整理を受け持っていた方もいますが、やはり、業務の内容で主となったものは、児童・生徒の安全確保に係る補助、生活指導に関わる補助が中心になったと思っています。26年度については大変困っているところで、予算の確保ができるのであれば補助員を雇用したいと考えていますという答弁がありました。

次に、青少年健全育成では、八街市は不登校の子どもたちが多く、なかなか社会に出られない青年も多いのではないかと考えます。児童・生徒だけではなく、大人も対象として何らかの取り組みができないのか伺うという質疑に対して、今年10月11日の相談会では在校生の生徒を対象に進学の相談に応じます。また、在校生以外の方に向けては、北総地区サポートステーションの協力を得て、就労セミナー等相談会を別途行う予定ですという答弁がありました。

次に、文化財保護の出前講座はどのような団体に実施しているのか伺うという質疑に対して、おおむね5名以上のグループに対して、文化財担当職員がそれぞれの団体が用意した場所に向いて歴史に係る講座を行っています。婦人会や小学校の授業の1コマとしての講座や、老人施設などでも行っていますという答弁がありました。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業は、1人についての金額にばらつきがある理由を伺うという質疑に対して、家庭の状況によって援助する金額が違います。第1階層として生活保護世帯、第2階層として市民税所得割の非課税の世帯、そのほかに所得割の基準額が一定基準を下回っているものは第3階層、第4階層とあり、それぞれ金額が違います。幼稚園に通っている子どもが1人の場合、2人の場合、3人の場合、それと、小学生の兄弟がいる場合についても違っていますので、それぞれの場合に応じて補助金を支給する形となっていますという答弁がありました。

次に、小・中学校にエアコンはどのくらい設置されているのかという質疑に対して、職員室、校長室、事務室、保健室、コンピューター教室などの特別教室には設置してあります。普通教室については、交進小学校の4教室と八街東小学校の6教室、笹引小学校の4教室には設置してあります。朝陽小学校は、今回、新校舎全てに設置しますので、今後は建設と同時に設置という形になります。既存の普通教室は、今後計画的に国の補助等を利用しながら設置する方向で考えていますという答弁がありました。

次に、やちまたキャンプ場の用地は、キャンプとして使用しているところはほんの一部なので、土地の賃借料が高いと思うが、どのように考えているのかという質疑に対して、キャンプ場はクリーンセンターの処分場側の斜面地も含んで借りています。現状、緑地の確保ということで杉の木の保存もありますので、広い範囲を借りている状況ですという答弁がありました。

次に、図書館の利用者が減ってきており、貸出用図書の購入冊子数も平成22年度から平成25年にかけて減っています。本の数が少なく魅力がなくなっているのではないかと思います。どのように考えているのか伺うという質疑に対して、利用状況の減少についての原因は、人口の減少、スマートフォンやタブレットなどのインターネットや電子書籍などの普及による読書環境の変化など、いろいろな要素が重なって減少しているのではないかと考えています。また、新刊図書の購入が減ってきていることなども多少影響しているのではないかと考えていますという答弁がありました。

次に、歳出11款公債費について、元金、利子とも減っていますが、来年度以降はどのような状況になるのか伺うという質疑に対して、今後とも元金、利子とも減っていくと考えていますという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

平成25年度予算編成方針では、財源確保にあたり、さらなる債権確保などの一層の徴収強化の方針とともに、受益者負担の適正化、新たな財源についても積極的に取り組むとし、297事業の見直しで1億9千200万円の削減を図ったとしています。その事業の見直しは、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付等診断料助成の削減や、児童クラブの時間延長による保育料の負担増や、針・灸・マッサージ券の支給制限など、最も支援が必要な市民への負担増強化とともに、リサイクル推進費に見られるように、新年度予算の上程後、もとに戻さなければならないほどの施策を無視した一方的な削減の上に成り立たせたものでした。

また、徴収強化の方針は市民生活を苦しめるものになっています。市税滞納者の年間所得が200万円以下の世帯が約4割を占め、300万円以下となれば5割強を占めております。税を滞納せざるを得ない市民生活の実態を無視して徴収を強化すれば、一層生活を脅かすこととなります。税の徴収率を上げることを優先し、失業率千葉県一という状況や多くの市民の収入が激減して、生活や営業が困難になっている実態を見落としてはなりません。

また、子どもたちの進路に重大な影響を与える学資保険の差し押さえをやめるべきではないかという質問に対して、今後配慮すると副市長が幾らか前向きな答弁をされましたが、その後、訂正されました。断じて差し押さえは認められません。市民の命と生活を守り、子どもたちの未来を閉ざすことがないよう心血を注ぐべきであり、懇切丁寧な納税相談と自主的な納税への取り組みを求めます。この間進められてきた不要不急の公共事業のツケが教育、福祉を後退させ、市民サービスの低下と財政難が市政運営にのしかかっています。平成25年度の市税収は県下ワースト1、長期にわたって市税収最下位グループでありながら、市長交際費は印旛郡市の中で最高の支出となっています。どこの自治体も市長交際費の支出を抑える努力をしています。

市長は支出規則を見直した。必要最小限に支出していると答弁されていますが、八街市の悪化する財政状況、市民の生活実態から見れば徹底した見直しをすべきであり、将来的には廃止の方向での見直しを求めるものです。審議の中で、市長交際費はこの間かなり削減されている。市長の交際は八街市だけではなく他市などにも及んでおり、あまり削減する必要は

ない。他市の市長が交際費を減らしたとしても他市は他市、八街は八街であり、大幅に減らすのはどうかというような意見がありました。しかし、市長は、新たな施策を求める我が党の意見に対し、近隣の市町村、印旛郡市の動向を参考にしていくなどと答弁し続けています。市長交際費のみは八街は八街など、とんでもありません。

2点目に、入札改善についてです。入札契約制度を電子入札の導入一般競争入札に移行しましたが、この制度は、一方では、公共事業の落札額下落の一因となっていると言われていきます。公共事業の品質を確保し、受注業者の適正利潤と労働者の適切賃金を確保できる入札制度とすべきです。小規模公共事業登録制度において、平成25年度は発注件数、契約金額とともに最低となりました。受注業者に適正な利潤を担保し、地元業者の仕事を確保し、地域経済活性化につなげるべきです。また、地域経済活性化につながるとして、この間求めてきた公契約条例を早期に制定すべきです。

3点目に、交通安全対策費は前年度比48パーセントもの大幅な削減となっており、八街市の道路事情から言えば、安全対策の強化が必要です。民生費では、事業見直しによる縮小、削減は市民への福祉施策、子育て支援を一層後退させるものとなり、市民からわずかに残ったサービスまで切り刻んで、冷たい、もとに戻してほしいという切実な声が上がっています。また、児童クラブの時間延長は市民が長年切望してきたことですが、延長分の保育料を世帯一律にしたことで新たな負担増を生み出しており、早急な見直しが必要です。

生活保護費では、国は保護基準の引き下げを2013年度から3年連続引き下げる計画で、国民の自立、自助を原則に国の責任を崩壊させるものです。また、生活保護の基準引き下げは、最低賃金の引き下げや国保税、介護保険料など38もの制度に連動し、市民生活の広範囲に影響を及ぼすものであり、政府に対し生活保護基準の引き下げをしないよう求めるべきです。

衛生費、健康増進費では、健康診断の受診率が低迷しており、その対策の強化が求められています。誰もがお金の心配なく健診を受けられるよう健診費用の無料化を実施し、早期発見、早期治療の取り組みで、年々増大する国保の医療費抑制につなげていくことが必要です。

農林水産・商工費は一般会計決算総額のわずか3パーセントにとどまっており、思い切った予算を付けるべきです。地域経済活性化への一層の支援が必要です。農業後継者育成、農産物の地産地消、加工、価格保障、空き店舗の活用などへの支援で、活気あふれる街づくりを進めるべきです。

土木費では、財政難と市民サービスの削減、負担増の一方で、大池第三雨水幹線事業への2億1千700万円もの繰り出しがされました。この事業は何よりも最優先で推進していますが、大雨に対応できない施設整備では今後の街づくりに禍根を残すことは明らかです。大雨のたびに冠水する地域に対し、調整池や各家庭への雨水貯留タンク等の設置を求め、市内全域に対し大雨対策を早急に検討すべきです。また、防災、減災対策が急がれます。平成27年度までに市内の建物の耐震化率90パーセントの目標が設定されていますが、進んでいません。耐震化に対し上限30万円での助成となっていますが、これではなかなか決断でき

ません。助成枠を広げ、後押しする積極的な取り組みが必要です。

住宅管理費では市営住宅のあり方が問われています。本来、公営住宅は生活困窮者に低廉な住宅を提供していくのが役割のはずですが、老朽化を理由に次々と市営住宅を閉鎖し、税滞納者には入居資格を取り上げるなど、本当に生活に困っている市民が行き場を失う住宅施策となっています。老朽化した施設整備、耐震化対策とともに、高齢者住宅の整備を積極的に進めるべきです。

教育費では、長年危険校舎として指摘し、早期の改築を求めてきた朝陽小学校の建設が始まりましたが、一方で教育振興費は平成24年度、25年度と大幅な削減となり、全国平均の3、4倍に広がっている不登校対策も抜本的な対策が求められているのにもかかわらず、教育指導費も削減の中での取り組みとなっています。また、各学校の図書館には、交付税化されているはずの司書の配置もされていません。さらに、小・中学校の就学援助費が減額となっていますが、給食費の未納世帯の増加が示しているように、子どもたちを取り巻く経済状況は悪化しており、就学援助費の受給対象者の拡大とともに、国が指導するクラブ活動への支給の拡大が必要です。平成25年度は、教育行政へのしわ寄せが一層際立っての予算執行となっており、到底認めることはできません。以上の立場から反対いたします。

次に、賛成討論が次のようがありました。

平成26年8月の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動もやわらぎつつあると発表されましたが、日頃の生活において実感できていないところです。また、国は、平成26年6月24日に、経済財政運営と基本方針2014、いわゆる骨太の方針と日本再興戦略改定2014を閣議決定し、デフレからの脱却や経済の高循環の動きを新たなチャレンジと捉えるとともに、人口急減、超高齢化に対応し、持続的、安定的な成長を目指すとしております。こうした社会情勢等も踏まえ、今回の審査にあたりました。

八街市の財政状況を見ると、多々ある財政需要に対応するため多額の基金を取り崩しており、平成25年度末の基金は14億7千600万円にまで減少しております。また、財政の硬直化を示す経常収支比率が95.8パーセントと悪化した中で、人口減少問題や少子高齢化問題への対応をはじめ、今後の増加が見込まれる社会保障費等の財政需要にどう対応するか、大きな課題が投げられています。

このような非常に厳しい財政状況の中で、平成25年度八街市の決算を見ますと、このことに関連する事業の取り組みが進められているものと拝見いたしました。

主な項目を見ますと、市税については、個人住民税の課税額が減少したものの、固定資産税償却資産分やたばこ税の課税額が増加しましたこと。徴収率に目を向けますと、市税全体の徴収率が78.2パーセントで、前年比較で0.7ポイント増となっております。また、現年分も95.4パーセントで、前年度比較で0.1ポイント増となっております。その結果、市税決算額は前年度より約1億659万円増加しております。これは、市税等徴収対策本部を中心とした徴収率向上のための全庁的な取り組みの成果であると評価できます。

また、行き過ぎた滞納処分を懸念する意見もございましたが、これに対して税の公平性の確保を原則に、相手方の話をよく伺った上で制度に沿った対応をしていきますという答弁がありました。

また、普通交付税が前年度より5千270万9千円の減額となった理由については、国の施策による給与削減による基準財政需要額の減と固定資産税償却資産分及びたばこ税の増額による基準財政収入額の増により減収となったと説明がありました。今後、健全な財政運営をしていく上で、市税収や地方交付税の増加が見込みにくく、基金の備えも乏しい現状を鑑みると、財源確保に苦慮されるものと思います。そのため、職員一丸となって事業仕分けなどを実施するなど、行政のスリム化を図っていく必要があると考えます。

歳出においては、八街市総合計画2005で掲げられた将来都市像「ひと、まち、みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、各施策を推進しております。

1点目は、子育て支援、福祉の充実として、私立保育園開設に伴う運営費支援、子ども医療費、児童医療費の助成、未熟児の養育医療に要する費用の助成、児童手当、児童扶養手当の支給、児童クラブの管理運営、緊急通報装置設置管理事業などの高齢者支援、各種がん検診等の実施や人間ドックへの助成、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種などの予防接種費用の助成、ひとり暮らし高齢者等の訪問などの支援事業、そういったものが実施され、暮らしの応援がなされております。

2点目は、学校・社会教育環境の整備として、私立幼稚園就園奨励費の助成、朝陽小学校校舎の改築工事、特別支援教育支援員の配置、小・中学校への就学援助、教育補助員の配置、中央公民館の耐震補強工事などが実施され、教育環境の整備がなされました。

3点目は、市民生活を支え元気にする施策として、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に向けた設計業務、地区コミュニティの推進、市民参加協働事業、広報やちまたやホームページなどによる情報発信、産業まつり、八街ふれあい夏まつりの支援、市民体育祭やピーナッツ駅伝大会などの運営、そして、強い農業づくり交付金事業などが実施され、街が元気になる支援が行われております。

4点目としては、安全・安心な街づくりです。カーブミラー等の交通安全施策の整備、通学路防犯灯のLED化、防災備蓄資機材の設置、第16分団消防機庫建設、第8分団消防車の更新、自主防災組織運営に対する補助など、防犯・防災体制の充実が図られております。

5点目として、環境の整備と共生です。大池第三雨水幹線整備、太陽光発電設備導入の推進、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業、焼却炉維持修繕、焼却飛灰等の処理、再資源化事業、住宅リフォーム補助事業、上砂地区産業廃棄物撤去業務など、住居環境の向上と循環型社会の構築に取り組まれております。

以上のとおり、八街市総合計画2005に掲げた事業の推進をいたしながら、人口減少や少子高齢化対策につながると思われる施策を推進しつつ、市長自らの街づくりに対するお考えを織りまぜながら、新規事業にも着手しておりますことは高く評価すべきです。

このような活動状況にもかかわらず、市長交際費の支出を123万円に抑制したことに対

して、八街市を動かすためには、今以上に企業や他市と交流し、協調・協力体制を強めていただきたいので、交際費を削減しないでいただきたいという意見がありました。これに対して、交際費は、引き続き必要最小限の支出に抑えた上で、八街市の魅力を発信するトップセールスとして努めてまいりたいという答弁がありました。とはいえ、監査委員から報告のあった財政健全化比率、その数値を見る限り、健全化は保たれているように見受けられますが、財政状況は逼迫しており、財政調整基金等の積立金は枯渇しそうな状況であると伺っております。これらを踏まえ、今後も引き続き北村市長の強力な指導力のもと、市税等徴収対策本部、行財政改革推進本部を中心に、財政の健全化を維持しつつ、八街市の将来像の実現を目指すため、揺るぎない行財政運営をお願いいたします。以上、賛成討論とさせていただきます。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

続いて、特別会計についての報告を行います。

議案第10号、平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額94億1千484万5千555円、歳出決算額95億8千793万697円で、歳入歳出差引歳入不足額は1億7千308万5千142円となりましたので、全額を平成26年度歳入繰上充用金で補填するものです。

審査の過程において委員から、1億7千309万円の歳入不足になった原因を伺うという質疑に対して、国保特別会計は歳出に対して収入を確保しなければならないというものであり、その多くを公費、国庫負担、県負担金で賄っていますが、その国庫負担金、県負担金の収入が減額となったのが主な理由です。この先、国保財政の運営を県単位にするというお話もありますが、県単位にする際には、財政の抜本的な改革を図る、これが前提となっていますので、それに期待したいと思っていますという答弁がありました。

次に、短期保険証の発行は、滞納世帯の71パーセント、国保税を払い切れない市民に短期保険証や資格証明書が交付されるというのは本当に冷たい政治姿勢です。正規の国民健康保険証を交付することが市民の皆さんの健康に寄与できるものではないかと思いますが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、短期被保険者証は、交付の際に納税相談をしていただくことを期待して交付しており、そこから収納率の増加につなげていきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、限度額認定証は滞納世帯には渡されていませんが、個別に判断をして検討していくとのことですが、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、限度額認定証を提示しない場合でも限度額を超えた分について、償還払いで高額療養費の支給を受けることができますし、安易に条件を緩和することは滞納のない世帯の納税意欲の低下を招くというおそれもあると思いますので、その取り扱いについては慎重にならざるを得ないと考えていますという答弁がありました。

次に、年々医療費が増えている中で、保健事業費の歳出構成比はわずか0.37パーセン

ト。そして、前年度より45万5千円の増額でした。八街市は、医療費を減らし国保財政を健全化していくためには、早期発見、早期治療の取り組みを強化すべきだと思います。特定健診では、検査項目を増やせば受診率向上につながると思うがいかがか伺うという質疑に対して、特定健診の検査項目は、平成26年からは腎機能の検査であるクレアチニン検査と貧血検査を増やしたところですよという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

住民の福祉を向上させ、命、暮らしを守ることが地方自治体の仕事です。憲法第25条でうたっている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、社会保障としての国保の役割を果たすことが求められています。しかし、平成25年2月1日時点の八街市の短期保険証交付は2千184世帯、資格証明書は296世帯、保険証の未交付は500世帯にも上りました。高い保険料と重い窓口負担が受診をためらわせ、住民の命と暮らしを脅かしています。全ての世帯に保険証を交付し、安心の国保にすべきです。年々増大する医療費は国保財政悪化の原因の1つとなっており、積極的な病気の早期発見、早期治療の取り組みが必要です。ところが、定期検診の受診率の低迷への対策もないまま、保健事業費の歳出構成比はわずか0.37パーセント、前年比でわずか45万5千円の増です。これでは市民の健康を守ることはできません。検査項目を増やして、誰もが基本健診を無料で受けられるようにし、予防医療に力を向けるべきです。

また、保険税の滞納者には限度額認定証が発行されていませんが、病気の重症化や医療費の増大にもつながる問題です。いつでも安心して病院に行けるよう、限度額認定証の発行を求めます。

また、国保税の滞納世帯は所得200万円以下が71.2パーセントを占め、短期保険証の発行は71パーセント、払いたくても払えない市民の実態があります。こうした世帯への徴収強化は暮らし、健康の破壊につながり、実施すべきではありません。国、県の市町村国保へのさらなる財政支援の要請、一般会計からの繰り入れで保険税を引き下げることが必要です。以上の点から反対いたします。

次に、賛成討論が次のようにありました。

国民健康保険特別会計は、年々増大する医療費負担により、極めて厳しい財政状況であります。したがって、国民健康保険の事業運営には大変苦慮していらっしゃるものと認識しております。歳入の主な財源である国民健康保険税については、若干収納率が下がりましたが、前年度並の収入を確保することができ、交付金等の増もあり、歳入全体では3千200万円の増となっています。一方、歳出は、医療需要の高い高齢者を多く抱えているため、年々医療費が増加しております。保険給付費が約7千700万円の増、後期高齢者支援金等が約1億900万円の増となっており、歳出全体で約2億9千万円の増となっています。

このことから、平成25年度の決算については約1億7千300万円の歳入不足となりました。しかし、歳出の約65パーセントを占める医療費を抑制するため、特定健康診査や人間ドック助成などの保健事業の充実に努めたことがうかがえます。今後も国民健康保険事業

運営の健全化に重点を置き、医療費の動向を慎重に把握するとともに、健全な財政運営に一層の努力をされることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第11号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額3億8千66万1千654円、歳出決算額3億7千728万3千635円で、歳入歳出差引額337万8千19円全額を平成26年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、765万6千600円の収入が未済額となっているが、滞納者は何人か何うという質疑に対して、平成25年度の滞納者は205人ですという答弁がありました。

次に、生活困窮者に対する保険料減免がされた例があるのか何うという質疑に対して、昨年生活困窮者に対する保険料の減免は、火災で1件、自己破産で1件、計2件ですという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

後期高齢者医療制度は、これから増え続ける高齢者を75歳という年齢で分けをして、高齢者を医療費削減の標的にするという医療差別制度です。保険料徴収も特別徴収と称して、少ない年金から情け容赦なく天引きするという非情な制度です。際限なく上がり続ける保険料を下げる努力を意識的に続けなければ、制度が破綻するという前に、75歳以上の高齢者の方々の生活が破綻してしまいます。滞納世帯の97パーセントは年間所得200万円以下の世帯となっています。厳しい生活を強いられている高齢者に対し延滞金の徴収を行っています。大変冷たい制度となっています。高齢者の健康、暮らしに配慮した対応をすべきです。

また、平成25年度の保険料の減免は2件、残念ながら、生活実態の厳しさから純粋に減免が認められた例はありません。一部負担金の減免について承認された件数は0であり、事実上、減免の制度が機能停止していると言わざるを得ません。後期高齢者医療制度は医療制度差別だけではなく、高齢者の暮らし、健康をも破壊する制度です。一刻も早い廃止を求めて反対討論といたします。

次に、賛成討論が次のようにありました。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度発足後、たび重なる保険料軽減策が講じられており、現在も被保険者の負担軽減は継続されています。また、加入者が諸般の事情により、仮に納期どおりに保険料を支払えず保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るよう配慮もされております。保険料収納率は96.29パーセントであり、市税と比較すると高い水準にあります。もちろん保険料は安いにこしたことはありませんが、現在の超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守っていくためには、加入者の皆様に一定の負担をお願いしなければ制度が成り立たないことも事実であります。このような中で、後期高齢者医療制度については、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、

広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思っております。

最後に、市長におかれましては、この街に住む方々が安心して暮らしていけるよう、後期高齢者医療制度の充実のため、より一層の努力を講じるよう要望いたしまして、賛成討論いたします。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第12号、平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額36億8千52万1千830円、歳出決算額36億936万8千911円で、歳入歳出差引額7千115万3千739円全額を平成26年度へ繰り越すものです。

審査の過程において委員から、歳入の保険料では不納欠損額、収入未済額ともに前年度よりも増え、普通徴収の2割強が滞納者となっています。保険料の市独自の軽減、免除を受けている人は何人いるのか何うという質疑に対して、平成25年度は、転入された方で、災害により著しく損害を受けた方が3名、失業等により収入が著しく減少した場合により減免を受けた方が4名ですという答弁がありました。

次に、障害者控除の認定について、最近までは身体障害者手帳が優先されて、生活実態の中で介護度が重い方の実態が反映されていなかったということがありますが、障害者控除の認定がされることとなりました。今後、市民の皆さんに周知徹底する方法はどのように考えているのか何うという質疑に対して、申告等の前に広報やちまたや市のホームページへの掲載によって周知するとともに、介護認定を受けたときの通知の中にこの説明も同封して周知していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、介護保険の住宅改修は何件か何うという質疑に対して、介護サービスの方で121件、予防サービスの方で40件ですという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

前年度より不納欠損、収入未済額とも増となり、普通徴収の2割強、23.76パーセントが滞納者であり、このうち特例第4段階までが65.6パーセントを占めています。しかし、保険料の市独自の軽減、免除措置はわずかであり、大変冷たい制度となっています。共産党が実施しているアンケートには、介護保険料は払いません。診てもらいません。だめなときは自分で命を絶ちます。年金から保険料が引き落とされ、残った年金で一生懸命生きているが、これ以上天引きを上げないでほしいなど、介護保険制度への怒りがたくさん寄せられています。いつでも安心の介護保険をうたい文句にスタートしたものの、3年ごとの料金改定により、スタート時から比べると、第1段階では3千800円が、現在は2万6千400円、6.9倍の基準額となっています。第4段階では9千600円が5万2千800円、5.5倍となって、高齢者の生活を圧迫しています。こうした国民の負担増の中で、安倍首相は、6月に消費税増税と社会保障一体改悪の医療・介護総合法を成立させ、自己責任の社会保障の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で国民にさらなる負担増と給

付減を強いるなど、前例のない大改悪を幾つも盛り込み、来年度から導入しようとしています。

年金収入280万円以上の高齢へのサービス利用料負担の1割から2割への引き上げ、要支援1、また、2の人が使う訪問通所介護を国の保険対象から除外し、市町村の事業に丸投げする改悪や、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化するなど、国民の命と健康を軽んじるものです。市は平成29年度から実施するということを言っていますけれども、市民の切実な声に耳を傾け、国に対し負担増、給付減、個人や家庭に負担と犠牲を強いる自己責任の社会保障と決別することを求めます。今、保険料滞納の増加、介護サービスを控えざるを得ない方々への対策がしっかりととられることが必要です。そうやって安心の介護保険制度となるよう改善を求めます。

また、住宅改修については、八街市の業者さんたちが仕事を確保できるような、そういう制度にすることも求めて、反対討論といたします。

次に、賛成討論が次のようにありました。

平成25年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万7千93人、要介護・要支援認定者は2千300人であり、制度開始の平成12年と比較いたしますと、高齢者人口は1.9倍に、また、要介護・要支援認定者は2.7倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度としてより一層の定着を見せております。

地域支援事業における介護予防事業では、一次予防事業として、介護予防の考え方や実施方法の普及啓発を目的とした運動教室を年間を通じて実施しており、二次予防事業として、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、より充実した内容の運動教室及び低栄養予防や口腔機能維持・向上を目的とした栄養・口腔教室の実施をしております。また、介護給付費の急増により赤字が見込まれた介護保険財政において、千葉県介護保険財政安定化基金を活用することにより、一般会計から財政補填をすることがないように財政的措置を実施しております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、平成27年度からの第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定にあたっては、本市の実情に合ったサービス見込量の確保と適切な保険料の設定を要望いたしまして、平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第13号、平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額14億6千60万3千749円、歳出決算額14億4千412万4千297円で、歳入歳出差引額1千647万9千452円全額を平成26年度へ繰り越しするものです。

審査の過程において委員から、受益者負担金や使用料の徴収率が前年度と比較して減っていますが、滞納者にはどのような対応をしているのか伺うという質疑に対して、臨戸訪問、あるいは、銀行預貯金等の調査をして滞納整理に当たっていますという答弁がありました。

次に、有収率はどのぐらいか伺うという質疑に対して、平成24年度よりも0.1パーセント下がって82.3パーセントです。原因として、雨水の浸入が多いのではないかと考えています。有収率の低下は八街市だけではなく、印旛沼流域関連公共下水道に係る佐倉市、富里市、酒々井町についても同じことが言えます。今後、不明水をなくすように管の調査等を行い努力するようにと県から指導されているところですという答弁がありました。

次に、大池第三雨水幹線整備事業は、下水道事業特別会計歳出中どのぐらいの割合を占めているのかという質疑に対して、雨水が占める割合は42パーセントです。公共下水道は汚水と雨水という形で行っていますが、昭和52年度から汚水、平成12年度から雨水を開始いたしました。これは近年、市街地化で八街東小学校の裏、あるいは、八街駅北側区域における浸水が多発しているという中で、この幹線や枝線整備工事が完了した暁には、時間50ミリの雨に対してその浸水が防除できますので、現在は財政状況も厳しい中ですが、まず雨水を先行する形で雨水工事を行っているところですという答弁がありました。

次に、大池第三雨水幹線整備工事のシールド工事は、八街駅北側区画整理の山下さん宅のところに到達するとのことですが、そこからJRの線路まではどのようになっているのか伺うという質疑に対して、1千100ミリの管を先行埋設してありますので、シールド工事が終わって、ある程度の残務整理が整えば、供用開始できますという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

下水道事業費17億1千570万円のうち、大池第三雨水幹線事業費が7億5千854万円と約42.1パーセントを占めています。日本共産党は、大池第三雨水幹線建設に対して、必要な事業ではあると思いますが、容量不足であり、将来の街づくりに禍根を残すものになると指摘してまいりました。ひとまず凍結が必要でした。全市的な冠水対策計画のもと、調整池の設置や各家庭に雨水貯留タンクを設置することなどで冠水問題を解決すべきであると提案してまいりました。

また、随意契約の問題やコスト削減について、どれだけ調査、検討がされたのかという点についても指摘してまいりました。事業費の元利償還金は総額11億4千500万円に上り、今後25年間、初年度1千900万円から4千500万円の返済が始まります。この間、クリーンセンターの建設、駅北側区画整理事業、駅舎整備事業建設の償還金は8億円超となり、大池第三雨水幹線事業を含めると一層厳しい財政運営が強いられ、市民の暮らしを守る施策が後回しにされるのは明白です。国保税や介護保険料、給食費などを払えないほど市民の暮らしが困窮している中で、全市的な冠水問題を解決できないこの事業を優先的に進めるべきではありませんでした。以上の点から反対いたします。

次に、賛成討論が次のようにありました。

歳入については、厳しい経済状況の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの歳入が必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に適正かつ厳格に執行されています。

また、市街地における冠水を早期に解消し、市民生活の改善を図るため、大池第三雨水幹

線整備事業に対し支出するなど、限られた財源を有効に活用しております。以上のことから賛成するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第14号、平成25年度八街市水道事業会計決算の認定についてです。

本決算は、収益的収支では、水道事業収益9億6千268万1千940円に対し、水道事業費用10億304万7千561円で、収支差引額は4千36万5千621円の純損失となり、前年度からの繰越欠損金と合わせて、当年度未処理欠損金は5千485万1千905円となりました。資本的収支では、収入総額1億4千49万876円に対し、支出総額4億990万1千676円で、収入額が支出額に対して不足する額2億6千941万800円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

審査の過程において委員から、有収率は平成21年度から徐々に上がってきていたが、近年下がっているのはどのように考えているのか伺うという質疑に対して、平成24年度の有収率は79.1パーセント、25年度は76.9パーセントと下がっています。八街市は石綿管が約48キロメートルあり、漏水が非常に多く、年間192件の修繕をしている状況です。修繕を実施しますと、また、その管の中の弱いところに漏水が生じることが多くあり、一概にすぐに解消するという状況ではありません。更新工事は、現在の水道事業の経営状況を考えますと、年間約1億円、工事延長として、約1キロメートルをめどに順次計画を進めていますという答弁がありました。

次に、水道料金の徴収率について伺うという質疑に対して、平成23年度の最終的な調定額に対して99.7パーセントとなり、残りの0.3パーセント分を不納欠損で処理しました。99.7パーセント以上をここ数年保っている状況ですという答弁がありました。

次に、給水戸数が155件、1.1パーセント増加したとのことですが、水道事業を健全化していく上では、給水対象区域内になるべく水道を使っていただくようにするべきですが、そうしたアプローチはしているのか伺うという質疑に対して、個別には勧誘はしていませんが、広報、または、ホームページ等をお願いしている状況ですという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。何とぞ当委員会の決定にご賛同くださいますようお願いを申し上げます、委員長からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

これで決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉会中の継続審査事件、議案第9号から議案第14号の討論受付及び昼食のため、休憩します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

#### ○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

報告します。

選挙管理委員会事務局長より公務都合による退席の申し出がありましたので、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

これから討論を行います。

議案第9号から第13号に対し京増藤江議員から、議案第9号から第13号に対し鈴木広美議員から、議案第10号に対し新宅雅子議員から。議案第11号に対し小山栄治議員から。議案第12号に対し服部雅恵議員から討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第9号、平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

市の平成25年度予算編成方針では、財源確保にあたり、さらなる債権確保など、一層の徴収強化の方針とともに、受益者負担の適正化、新たな財源についても積極的に取り組むとし、297事業の見直しで1億9千200万円の削減を図ったとしています。その事業の見直しは、身体障害者・精神障害者・保健福祉手帳交付等診断料助成の削減、児童クラブの時間延長による保育料の負担増や、針・灸・マッサージ券の支給制限など、最も支援が必要な市民への負担増強化とともに、リサイクル推進費に見られるように、新年度予算の上程後、もとに戻さなければならないほど施策を無視した一方的な削減の上に成り立たせたものでした。

また、徴収強化の方針は市民生活を苦しめるものになっています。市税滞納者の年間所得が200万円以下の世帯は約4割を占め、300万円以下となれば5割強を占めています。税を滞納せざるを得ない市民生活の実態を無視して徴収を強化すれば、一層生活を脅かすこととなります。税の徴収率を上げることを優先し、失業率千葉県一という状況や、多くの市民の収入が激減し、生活や営業が困難になっている実態を見落としてはなりません。

また、子どもたちの進路に重大な影響を与える学資保険の差し押さえは断じて認められません。市民の命と生活を守り、子どもたちの未来を閉ざすことがないよう心血を注ぐべきであり、懇切丁寧な納税相談と自主的な納税への取り組みを求めるものです。この間進められてきた不要不急の公共事業のツケが教育、福祉を後退させ、市民サービスの低下と財政難が

市政運営にのしかかっています。平成25年度も、駅前区画整理事業と同じ轍を踏むことになると警告してきた大池第三雨水幹線事業を進め、一層の財政難とサービス切り捨ての市政運営となっています。行革推進が施策やサービスの削減に財源を求めるやり方はもはや限界であり、市政運営の展望ありません。今求められているのは、この間の大型公共事業最優先の事業評価とともに、市政運営の視点をどこに置くのかを明らかにすることです。

歳出で指摘すべき点は、総務費では、市長の政治姿勢が問われる交際費についてです。平成25年度の市税収は県下ワースト1、長期にわたっての市税収最下位グループでありながら、印旛郡市の中で最高の支出となっています。どこの自治体も市長交際費の支出を抑える努力をしています。市長は、支出規則を見直した必要最小限に支出しているとしています。賛成討論では、市長交際費はこの間かなり削減されている。市長の交際は八街市内だけではなく他市などにも及んでおり、あまりに削減する必要はないのではないか、他市の市長が交際費を減らしたとしても他市は他市、八街は八街であり、大幅に減らすのはどうかというような意見がありました。しかし、八街市の悪化する財政状況、市民の生活実態から見れば、徹底した見直しをすべきであり、将来的には廃止の方向での見直しを求めるものです。

2点目に、入札改善についてです。入札契約制度、電子入札の導入一般競争入札に移行しましたが、この制度は、一方では公共事業での落札額下落の一因になると言われています。公共事業の品質を確保し、受注業者の適正利潤と労働者の適正賃金を確保できる入札制度とすべきです。また、地域経済活性化につながるとして、この間求めてきた公契約条例を早期に制定すべきです。

3点目に、交通安全対策費は前年度比48パーセントの大幅な削減となっており、八街市の道路事情から言えば、安全対策の強化が必要です。

民生費では、事業見直しによる縮小、減額は市民への福祉施策、子育て支援を一層後退させるものとなり、市民からわずかに残ったサービスまで切り刻んで、冷たい、もとに戻してほしいという切実な声が上がっています。また、児童クラブの時間延長は市民が長年切望してきたことですが、延長分の保育料、世帯に一律にしたことで、新たな負担増を生み出しており、早急な見直しをすべきです。

生活保護費では、国は保護基準の引き下げを平成25年度から3年連続引き下げる計画で国民の自立自治を原則に、国の責任を後退させるものです。また、生活保護の基準引き下げは最低基準の引き下げや国保税、介護保険税、就学援助や保育料など38もの制度に連動し、市民生活の広範囲に影響を及ぼすものであり、政府に対し生活保護基準の引き下げをしないよう求めるべきです。

衛生費、健康増進費では、健康診断の受診率は低迷しており、その対策の強化が求められています。誰もがお金の心配なく健診を受けられるよう、健診費用の無料化を実施し、早期発見、早期治療の取り組みで、年々増大する国保の医療費抑制につなげていくことが必要です。

農林水産・商工費は一般会計決算総額のわずか3パーセントにとどまっていますが、地域

経済活性化への一層の支援が必要です。農業後継者育成、農産物の地産地消、加工、価格保証、空き店舗の有効活用などへの支援で活気ある街づくりを進めるべきです。

土木費では、財政難と市民サービスの削減、負担増の一方で、大池第三雨水幹線事業への2億1千700万円もの繰り出しがされました。この事業、何より最優先で推進していますが、大雨に対応できない施設整備では今後の街づくりに禍根を残すことは明らかです。大雨のたびに冠水する地域に対し、調整池や各家庭への雨水貯留タンク等の設置を含め、市内全域に対し大雨対策を早急に検討すべきです。また、防災・減災対策が急がれます。耐震化に対し上限30万円の助成となっていますが、これではなかなか決断できません。助成枠を広げ、後押しする積極的な取り組みが必要です。防災の拠点となる防災課の人員配置増は防災対策上の喫緊の課題です。

住宅管理費では市営住宅のあり方が問われています。本来、公営住宅は生活困窮者に低廉な住宅を提供していくというのが役割ですが、老朽化を理由に次々と市営住宅を閉鎖し、税滞納者には入居資格を取り上げるなど、本当に住宅に困っている市民が行き場を失う住宅政策となっています。老朽化した施設整備、耐震化対策とともに、高齢者住宅の整備を積極的に進めるべきです。

教育費では、長年危険校舎として指摘し、早期の改築を求めてきた朝陽小学校の建設が始まりましたが、一方で、教育振興費では、平成24年度、25年度と大幅な削減となり、全国平均の3倍以上にもなっている不登校対策も抜本的な対策が求められているにもかかわらず、教育指導費も削減の中での取り組みとなっています。また、各学校の図書館には交付税化されているはずの司書の配置もされていません。さらには、小・中学校の教育振興費中の児童図書及び研究用図書についてです。平成22年度の児童用図書の決算額は約674万3千円でした。しかし、平成25年度の決算額は22年度と比較すると半額以下となりました。また、平成22年度の教師用図書は78万1千円でしたが、25年度は10万円で、22年度と比較すると87パーセントもの減額となっています。北村市長になって以降、図書費用の減額はあまりにも顕著です。これでは子どもたちの情操教育、学力向上、また、八街市の教育目標であるわかりやすい授業をどう展開できるのかが大変疑問であり、教育への市長の政治姿勢が問われます。また、就学援助費が減額となっていますが、給食費の滞納世帯の増加が示しているように、子どもたちを取り巻く経済状況は悪化しており、就学援助費の受給対象者の拡大とともに、国が指導するクラブ活動への支給の拡大が必要です。平成25年度は教育行政へのしわ寄せが一層際立った予算執行となっており、到底認めることはできません。以上の立場から、議案第9号に反対いたします。

それでは、続いて、議案第10号、平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

住民の福祉を向上させ、命、暮らしを守ることが地方自治体の仕事であり、憲法第25条でうたっている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、社会保障としての国保の役割を果たすことが求められています。しかし、平成25年2月1日時点での八街市の短期保険証交

付は2千184世帯、資格証明書は296世帯、保険証の未交付は500世帯にも上りました。高い保険料と重い窓口負担が受診をためらわせ、市民の命と暮らしを脅かしています。全ての世帯に保険証を交付して安心の国保にすべきです。

年々増大する医療費は国保財政悪化の原因の1つとなっており、積極的な病気の早期発見、早期治療の取り組みが必要です。ところが、定期健診の受診率の低迷への対策もないまま、保健事業費の歳出構成比はわずか0.37パーセント、前年度比でわずか45万5千円の増であり、これでは市民の健康を守ることはできません。検査項目を増やして誰もが基本健診を無料で受けられるようにし、予防医療に力を入れるべきです。

また、保険税の滞納者には限度額認定証が発行されていませんが、病気の重症化や医療費の増大にもつながる問題です。いつでも安心して病院に行けるよう、限度額認定証の発行を求めます。国保法第77条による保険税の申請減免、第44条の医療費減免制度についても制度の周知を行い、生活困窮者の利用を促すべきです。

また、国保税の滞納世帯は所得200万円以下が71.2パーセントも占め、払いたくても払い切れない市民の実態があります。こうした世帯への徴収強化は暮らし、健康への破壊につながり、実施すべきではありません。国、県の市町村国保へのさらなる支援の要請、一般会計からの繰り入れで保険税を引き下げることこそ必要です。以上の点から反対します。

次に、議案第11号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、これから増え続ける高齢者を75歳という年齢で分けをし、高齢者を医療費削減の標的にするという医療差別制度であり、保険料徴収も特別徴収と称して少ない年金からも情け容赦なく天引きするという大変非情な制度です。際限なく上がり続ける保険料を下げる努力を意識的に続けなければ、制度が破綻するという前に、75歳以上の高齢者の方々の生活が破綻してしまいます。滞納世帯の97パーセントは年間所得200万円以下の世帯となっています。厳しい生活が強いられている高齢者に対し延滞金の徴収を行っており、大変冷たい市政となっています。高齢者の健康、暮らしに配慮した対応をすべきです。

また、平成25年度の保険料の減免は2件、残念ながら、生活実態の厳しさから純粋に減免が認められた例はありません。一部負担金の減免についても、承認された件数は0であり、事実上、減免の制度が機能停止していると言わざるを得ません。後期高齢者医療制度は一定の負担をお願いしなければ制度が成り立たないという答弁がありましたが、この制度は75歳以上の高齢者だけを特別に別制度にして囲い込む制度であり、制度が発足したときから高齢者への負担増を見込んでいます。医療制度差別だけではなく、高齢者の暮らし、健康をも破壊する後期高齢者医療制度は一刻も早く廃止すべきものであり、反対いたします。

それでは、議案第12号、平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

前年度より不納決算、収入未済額とも増となり、普通徴収の2割強が滞納者であり、この

うち、特例第4段階までが65.6パーセントを占めています。しかし、保険料の市独自の軽減、免除措置は7人にとどまり、大変冷たい制度となっています。共産党が実施しているアンケートには、「介護保険料は払いません。診てもらいません。だめなときは自分で命を絶ちます。」「年金から保険料が引き落とされ、残った年金で一生懸命生きているが、これ以上引き上げないでほしい。」など、介護保険制度への怒りがたくさん寄せられています。いつでも安心の介護保険をうたい文句にスタートしたものの、3年ごとの料金改定により、スタート時から比べると、第1段階では3千800円が現在は2万6千400円、6.9倍に。基準額となっている第4段階では9千600円が5万2千800円、5.5倍となって、高齢者の生活を圧迫しています。こうした国民の負担増の中で、安倍首相は6月に、消費税増税と社会保障一体改悪の医療・介護綜合法を成立させ、自己責任の社会保障の姿勢を露骨に打ち出し、医療、介護のさまざまな分野で国民にさらなる負担増と給付減を強いるなど、前例のない大改悪を幾つも盛り込み、来年度から導入しようとしています。

年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担の1割から2割への引き上げ、要支援1、また、2の人が使う訪問・通所介護を国の保険給付対象から除外し、市町村の事業に丸投げする改悪や、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化するなど、国民の命と健康を軽んじるものです。市は平成29年度から実施とのことですが、市民の切実な声に耳を傾け、国に対し負担増、給付減、個人や家族に負担と犠牲を強いる自己責任の社会保障と決別することを求めるべきです。また、自宅改修について、要介護、介護予防を含め161件実施されましたが、市内業者の受注は17件と、わずか1割強にとどまっています。市内業者の受注を増やし、仕事確保につながる制度にすべきです。

最後に、保険料滞納の増加、介護サービスを控えざるを得ない方々への対策がしっかりとられ、安心の介護保険制度となるよう改善することを求め、反対討論とします。

最後に、議案第13号、平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

下水道事業費17億1千570万円のうち、大池第三雨水幹線事業費は7億5千854万円と、約42.1パーセントを占めています。日本共産党は、大池第三雨水幹線建設に対し、必要な事業ではあるが、容量不足であり、将来の街づくりに禍根を残すものになると指摘し、ひとまず凍結するよう求めてきました。全市的な冠水対策計画のもと、調整池の設置や各家庭に雨水貯留タンクを設置することなどで冠水問題を解決すべきであると提案してきました。

また、随意契約の問題やコスト削減についてどれだけ調査、検討がされたのかという点についても指摘してきました。事業費の元利償還金は総額11億4千500万円に上り、今後25年間の返済が始まります。この間、クリーンセンター建設、駅北側区画整理事業、駅舎整備事業建設の償還金は8億円超となり、大池第三雨水幹線事業費を含めると一層厳しい財政運営が強いられ、市民の暮らしを守る施策が後回しにされるのは明白です。国保税や介護保険料、給食費などを払えないほど市民の暮らしが困窮している中で、全市的な冠水問題を解決できないこの事業を優先的に進めるべきではなく、この観点から反対するものです。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、鈴木広美議員の議案第9号、第13号に対する賛成討論を許します。

○鈴木広美君

それでは、議案第9号、平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場を表明し、討論を行います。

平成26年8月の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあると発表されましたが、日頃の生活において実感できないところです。また、国は、平成26年6月24日に経済財政運営と基本方針2014、いわゆる骨太の方針と日本再興戦略改定2014を閣議決定し、デフレからの脱却と経済の好循環の動きを新たなチャレンジと捉えるものとともに、人口急減・超高齢化に対応し、持続的、安定的な成長を目指すとしており、こうした社会情勢等も踏まえ、今回の審査に当たりました。

八街市の財政状況を見ると、多々ある財政需要に対応するため多額の基金を取り崩しており、平成25年度末の基金は14億7千600万円にまで減少しております。また、財政の硬直化を示す経常収支比率が95.8パーセントと悪化した中で、人口減少問題や少子高齢化問題への対応をはじめ、今後も増加が見込まれる社会保障費等の財政需要にどう対応するか、大きな課題が投げつけられております。このような非常に厳しい財政状況の中で、平成25年度八街市の決算を見ると、このことに関連する事業の取り組みが進められているものと拝見いたしました。

主な項目を見ますと、市税については、個人住民税の課税額は減少したものの、固定資産税償却資産分やたばこ税の課税額が増加したこと。また、徴収率に目を向けますと、市税全体の徴収率は78.2パーセントで、前年度比較で0.7ポイント増となっていること。また、現年分も95.4パーセントで、前年度比較で0.1ポイント増となっております。その結果、市税決算額は前年度より約1億659万円増加しており、これは、市税徴収対策本部を中心とした徴収率向上のための全庁的な取り組みの成果であると評価できます。また、行き過ぎた滞納処分を懸念する意見もございましたが、これに対して、税の公平性の確保を原則に、相手方の話をよく伺った上で、制度に沿った対応をしていきますとの答弁がありました。

また、普通交付税が前年度より5千270万9千円の減額となった理由については、国の施策による給与減額による基準財政需要額の減と、固定資産税償却資産分及びたばこ税の増額による基準財政収入額の増により減収となったと説明がありました。今後、健全な財政運営をしていく上で、市税収や地方交付税の増加が見込みにくく、基金の備えも乏しい現状を鑑みると、財源確保に苦慮されているものと思います。そのために、職員一丸となって事業仕分けなどを実施するなど、行政のスリム化を図っていく必要があるものと考えます。

歳出においては、八街市総合計画2005で掲げた将来都市像「ひと、まち、みどりが輝

くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、各施策を推進されております。

1点目は、子育て支援、福祉の充実として、私立保育園開設に伴う運営費支援、子ども医療費・児童医療費の助成、未熟児の養育医療に要する費用の助成、児童手当、児童扶養手当の支給、児童クラブの管理運営、緊急通報装置設置管理事業などの高齢者支援、各種がん検診等の実施や人間ドック費用の助成、高齢者肺炎球菌ワクチン接種などの予防接種費用の助成、ひとり暮らしの高齢者等の訪問などの支援事業などの暮らしの応援がなされております。

2点目は、学校・社会教育環境の整備として、私立幼稚園就園奨励費の助成、朝陽小学校校舎等の改築工事、特別支援教育支援員の配置、小・中学生への就学援助、教育補助員の配置、中央公民館の耐震補強工事などが実施され、教育環境の整備がなされました。

3点目は、市民生活を支え、元気にする施策として、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に向けた設計業務、地区コミュニティの推進、市民参加協働事業、広報やちまたやホームページなどによる情報発信、産業まつり・八街ふれあい夏まつりの支援、市民体育祭やピーナッツ駅伝大会などの運営、強い農業づくり交付金事業などが実施され、街が元気になる支援が行われておりました。

4点目としては、安全・安心な街づくりです。カーブミラー等の交通安全施設の整備、通学路防犯灯のLED化、防災備蓄資器材の設置、第16分団消防機庫建設、第8分団消防自動車の更新、自主防災組織運営に対する補助など、防犯、防災体制の充実が図られております。

5点目としては、環境の整備と共生です。大池第三雨水幹線整備、太陽光発電設備導入の推進、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業、焼却炉維持修繕、焼却飛灰等の処理、再資源化事業、住宅リフォーム補助事業、上砂地区廃棄物撤去業務など、居住環境の向上と循環型社会の構築が取り組まれております。

以上のとおり、八街市総合計画2005に掲げた事業の推進をしながら、人口減少問題や少子高齢化対策につながると思われる施策を推進しつつ、市長自らの街づくりに対する考えを織りまぜながら新規事業にも着手しておりますことは、高く評価すべきものです。

このような活動状況にもかかわらず、市長交際費の支出を約123万円に抑制したことに対し、八街市を動かすためには今以上に企業や他市と交流し、協調・協力体制を強めていただきたいので、交際費を削減しないでいただきたいという意見もありましたが、これに対して、交際費は引き続き必要最小限の支出に抑えた上で、八街市の魅力を発信するトップセールスとして努めてまいりたいとの答弁もありました。とはいえ、監査委員から報告のあった財政健全化比率の数値を見る限り健全化は保たれているように見受けられますが、財政状況は逼迫しており、財政調整基金等の積立金は枯渇しそうな状況であると伺っております。これらを踏まえ、今後も引き続き北村市長の強力な指導力のもと、市税等徴収対策本部、行財政改革推進本部を中心に財政の健全化を維持しつつ、八街市の将来像の実現を目指すため、揺るぎない行財政運営をお願いして、賛成討論といたします。

続きまして、議案第13号、平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

て、賛成の立場から討論をいたします。

この決算は、歳入については、厳しい経済状況の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの歳入が必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に施行されております。

また、市街地における冠水を早期に解消し、市民生活の改善を図るため、大池第三雨水幹線整備業務に対し支出するなど、限られた財源を有効に活用していると思われま

す。以上のことから、平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成をす

るものであります。

以上です。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、新宅雅子議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

#### ○新宅雅子君

議案第10号、平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計は、年々増大する医療費負担により極めて厳しい状況にあり、国民健康保険の事業運営には大変苦慮しているとの認識をしております。

歳入の主な財源である国民健康保険税については若干収納率が下がりましたが、前年度並みの収入を確保することができ、交付金等の増もあり、歳入全体では約3千200万円ほどの増となっております。

一方、歳出は、医療需要の高い高齢者を多く抱えているため、年々医療費が増加しており、保険給付費が約7千700万円の増、後期高齢者支援金等が約1億9千万円の増となっており、歳出全体では約2億9千万円の増となっております。このことから、平成25年度の決算については約1億7千300万円の歳入不足となってしまいました。しかしながら、歳出の約65パーセントを占める医療費を抑制するため、特定健康診査や人間ドック助成などの保健事業の充実に努めたことがうかがえます。

今後も国民健康保険事業運営の健全化に重点を置き、医療費の動向を慎重に把握するとともに、健全な財政運営に一層の努力をされることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、小山栄治議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

#### ○小山栄治君

議案第11号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度発足後、たび重なる保険料軽減策が講じられており、現在も被保険者の負担軽減は継続されています。また、加入者が、諸般の事情に

より、仮に納期どおりに保険料を支払えず保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るよう配慮もされております。保険料収納率は96.29パーセントであり、市税と比較すると高い水準にあります。もちろん、保険料は安いにこしたことはありませんが、現在の超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守っていくためには、加入者の皆様方に一定の負担をお願いしなければ制度が成り立たないことも事実であります。このような中で後期高齢者医療制度については、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思っております。

最後に、市長におかれましては、この街に住む方が安心して暮らしていけるよう、後期高齢者医療制度の充実のため、より一層の努力を講じるようご要望いたしまして、賛成討論いたします。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

次に、服部雅恵議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

#### ○服部雅恵君

私は、議案第12号、平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成25年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万7千93人、要介護・要支援認定者は2千300人であり、制度開始の平成12年度と比較いたしますと、高齢者人口は1.9倍に、また、要介護・要支援認定者は2.7倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として、より一層の定着を見せております。

地域支援事業における介護予防事業では、一次予防事業として、介護予防の考え方や実施方法の普及啓発を目的とした運動教室を年間を通して実施しており、二次予防事業としては、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、より充実した内容の運動教室及び低栄養予防の口腔機能維持・向上を目的とした栄養・口腔教室の実施をしております。

また、介護給付費の急増により、赤字が見込まれた介護保険財政において、千葉県介護保険財政安定化基金を活用することにより、一般財源から財政補填をすることがないように財政的措置を実施しております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、平成27年度からの第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定にあたっては、本市の実情にあったサービス見込量の確保と適切な保険料の設定を要望いたしまして、平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第9号、平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立多数です。議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立多数です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（湯浅祐徳君）**

起立多数です。議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成25年度八街市水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時06分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第13号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第13号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成26年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、お礼申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、まず、おわびをさせていただきます。

既にご案内のとおり、住民基本台帳事務の支援措置を受けていた方の戸籍附票を誤って交付し、被害者をはじめ関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことに對しまして、この場をおかりいたしまして、改めまして深くおわび申し上げます。今後二度とこのようなことが起きないように、職員の意識啓発を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、今後の市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの八街市長選挙におきまして、引き続き2期目の八街市政をお預かりすることになりました。その任に当たりますことは身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感いたしております。再度市長に就任した今、多くの市民の皆様からお寄せいただきました期待の大きさを実感する中で、子どもからお年寄りまで全ての市民の皆様が安心して暮らせ、将来に明るい希望の持てる魅力ある街づくりに全力を傾注してまいります。

振り返りますと、平成22年に八街市長に就任以来、これまでの1期4年間は、多くの皆

様のお力添えと心温まる励ましの言葉に支えられ、市長としての職責を全うすることができました。この間、本市におきましては、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の放射能漏えい事故のような想定外の大災害による影響なども生じましたが、このような中で、私は市民の皆様への期待に応えるべく、活力と希望あふれる八街を実現するために誠心誠意取り組んでまいったところでございます。ご承知のように、現在、国では、人口減少、少子高齢化の一層の進展という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を作り、アベノミクスにより経済の好循環の波を全国に広げることにより、地方においても若者が働き、子どもを育て、次世代へと豊かな暮らしをつないでいく地方創生を目指しています。

しかしながら、現状においては、国庫補助金の見直しや地方交付税の削減など、地方財政は極めて厳しい状況にあります。急激に変化する社会情勢に対処し、市民の皆様から多種多様なニーズに応えられるサービス体制を維持、向上させるためには、さらに行財政改革を押し進め、行財政基礎の強化と効率化を図っていかねばなりません。また、事業推進にあたりましては、真に必要な政策、優先順位というものを見極めながら展開していかねばならないと考えております。このような厳しい状況の中でも、次の2期目に向けては、1期目で得ました知識や経験、そして、人と人とのつながりを大切にしながら、常に熱意と行動力を持って課題に取り組んでまいります。また、本市総合計画では、ふるさとを守り育て、活力と文化の香りに満ち、心安らぐ街づくりを市民と行政が協働して進めることにより、将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を目指しています。

以上のような考え方をもとに、私は1期目の成果を礎とし、さらに発展させて、2期目に向けて、活力と希望にあふれ、誰もが住んでいてよかったと思える八街のための8つの街づくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、ここで、私の進める8つの街づくりについて、若干説明をさせていただきます。

1点目は、誰もが安全で安心に暮らせる街づくりです。地域、警察、市が連携した防犯パトロールの強化等、犯罪のない明るい街づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。また、遊休地などを活用した雨水排水計画の策定や、自主防災組織の創設支援などを進めてまいります。自主防災組織の創設支援につきましては、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、災害発生直後の初動対応は地域住民同士による共助、助け合いが非常に重要と考え、これまでも自主防災組織の設立促進と育成に努めてまいりました。今後も積極的に自主防災組織の創設支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、健康と思いやりにあふれる街づくりです。現状においても、市民の皆様の健康の保持増進を目的としてさまざまな健診事業を実施しておりますが、今後におきましても、生涯にわたる健康づくりの充実を図るとともに、新たに脳ドック受診費用への一部助成等について検討してまいりたいと考えております。

3点目は、誰もが便利で快適だと思える街づくりです。公共交通の充実、酒々井インター

チェンジへのアクセス道路の整備等について検討してまいりたいと考えております。また、JR 榎戸駅の整備につきましては、いよいよ実現に向けて本格的に動き出し、本年度中には工事に着手できる見込みとなりました。榎戸駅の完成は平成29年を予定し準備を進めているところでございますが、できるだけ速やかに市民の皆様にご利用いただけるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

4点目は、農業、商工業などの産業が活気にあふれる街づくりです。特に、本市の基幹産業である農業につきましては、JA千葉みらいや八街市商工会議所とも連携を図りつつ、落花生を中心とした特産物をPRすることにより、本市農産物のブランド化と八街市の魅力発信を推進してまいりました。今後も八街ブランドとして良質なものを作り、付加価値を付けて販売することにより、安全・安心で消費者から選ばれるすぐれた農産物づくりを推進します。さらに、引き続き八街産農産物をトップセールスによりPRしてまいるとともに、あわせて、地域資源を活かした産業の振興、地元企業の育成、滞在型市民農園の計画等について取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、みんなで支え合い高齢者がいきいきと生活できる街づくりです。我が国は世界に類のない早さで高齢化が進行しておりますが、それは本市も例外ではなく、平成26年4月1日現在の本市の高齢化率は23.1パーセントまで上昇しています。そうした状況の中、市民の誰もが健康で生き生きとして暮らすことのできる健康長寿社会の構築が必要です。生涯スポーツの推進、高齢者を地域で支える事業や、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会環境の整備等に取り組んでまいりたいと考えております。

6点目は、安心して子育て支援のできる充実した街づくりです。都市化や核家族化、少子化、雇用環境の変化など、子育てや家庭教育を支える地域環境や社会構造が変化中、社会全体での子育ての必要性がますます高まっています。八街市においても、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるため、保育所待機児童の解消や放課後児童クラブの充実等に取り組んでまいります。

7点目は、いつでも、どこでも、誰もが学習できる教育環境の充実した街づくりです。平成25・26年度の継続事業で実施しました朝陽小学校校舎改築事業、そして、今年度を実施しました交進小学校、川上小学校、八街東小学校、八街中学校の校舎耐震工事の終了に伴い、市内小・中学校の耐震化率は100パーセントとなり、今年度をもって全ての耐震化を完了することができました。今後は、近年の異常高温と、それに伴う児童・生徒の健康維持や学習活動への影響が憂慮されることから、児童・生徒の健康面に配慮するとともに、より授業に集中できる教育環境を整える必要があるため、市内小・中学校の空調設備の整備を順次実施してまいりたいと考えております。

8点目は、健全財政による元気な街づくりです。初めに申し上げたとおり、財政状況が厳しい中、多種多様なニーズに応えられるサービス体制を維持、向上させ、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、さらなる行財政基盤の強化と効率化を図るとともに、事業推進にあたっては、真に必要な政策、優先順位というものを見極めながら展開していかな

ければならないと考えております。

本市では、これまでも行財政改革に積極的に取り組み、職員数の適正化や事業評価による事業の見直しなどを実施してきました。人口減少のトレンドの中で、限られた財源と人材を有効に活用することにより、組織としての総合力を高めていくことが必要です。男女共同参画の視点はもちろんのこと、人的財産である職員の能力を引き出すため、職員の能力が最大限に発揮される組織体制を構築してまいります。また、あわせて、市民の皆様の参画と協働の街づくりを進めるため、新たな部署等の創設についても検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、2期目におきましては、まずは、1期目から継続している事業である大池第三雨水幹線整備事業、八街バイパス、榎戸駅整備事業等の大規模事業の早期完成を目指すとともに、ただいまご説明した施策について全力を注いでまいりたいと考えております。

それから、もう1つの大きな課題として、人口減少問題に早急に取り組んでいかなければならないと考えております。現在、市幹部職員による人口減少問題対策検討会議を立ち上げ、人口減少の抑制策等について検討しているところでございます。将来に向けて、明るい希望に満ちた賑わいと活力ある街として八街市を発展させていくために、人口減少対策としてあらゆる手段を講じてまいりたいと考えております。

今後も、私の目指す8つの街づくりのため、議員の皆様をはじめ、市民の皆様、職員の方も拝借しながら八街市発展のために努力してまいりたいと考えております。

以上、概略ではございますが、私が目指します街づくりの基本方針でございますので、ご理解とご協力を改めてお願い申し上げます、私の2期目に向けての所信表明とさせていただきます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件1件、条例の制定及び改正5件、市道路線の認定1件、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更1件、平成26年度一般会計等の補正予算5件、合計13件でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、平成26年度八街市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めるものでございます。これは、11月21日に衆議院が解散したことにより、12月14日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、その準備を早急に行わなければならないことから、一般会計予算を補正する必要性が生じたことから、専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市税等収納補助員の積算基礎である本市臨時職員等の最低賃金の引き上げに伴う月額報酬の引き上げ及び報酬の加算について、滞納者に対しての電話催告の項目を追加するため、改正をするものでございます。

議案第3号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、

幼保連携型認定こども園が設置されること等に伴う市民税所得割の寄附金税額控除制度の拡充、見直しを図るため、関連する規定について所要の改正をするものでございます。

議案第4号は、八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてでございます。これは、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために、必要な基準に関する条例を制定するものでございます。

議案第5号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。これは、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在厚生労働省令で定められている指定介護予防支援事業者の指定に関する規定、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めるものでございます。

議案第6号は、市道路線の認定についてでございます。これは、道路用地として寄附を受けた道路及び榎戸駅周辺整備事業により新設する道路について、新たに市道路線として認定するものでございます。

議案第7号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてでございます。これは、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る日本下水道事業団との基本協定について、協定期間を平成24年から平成27年度までの4カ年に変更するものでございます。

議案第8号は、平成26年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3千7万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を218億6千668万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金718万4千円、財産収入286万8千円、諸収入1億2千803万2千円、市債800万円を増額し、県支出金1千329万3千円、繰入金1億457万8千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、公共交通対策費206万8千円、応援寄附金によるまちづくり基金費88万1千円、老人ホーム入所援護対策費298万円、保育所運営委託事業費2千224万8千円、保育園施設整備事業費352万2千円、防災費100万円、スポーツプラザ整備事業費493万6千円を増額するのが主なものでございます。

議案第9号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に5万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億4千889万8千円とするものでございます。歳入につきましては、財産収入5万3千円を増額するものでございます。歳出につきましては、保険給付費1億5千330万7千円、後期高齢者支援金等1千993万1千円、諸支出金4千876万4千円を増額し、介護納付金2億892万5千円、繰上充当金1千172万8千円を減額するのが主なものでございます。

議案第10号は、平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に8千909万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を39億1千912万7千円とするものでございます。歳入につきましては、支払基金交付金630万5千円、県支出金817万3千円、繰入金446万2千円、繰越金7千15万4千円を増額するものでございます。歳出につきましては、総務費446万2千円、基金積立金5千488万3千円、諸支出金2千974万9千円を増額するものでございます。

議案第11号は、平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から5千33万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億6千305万7千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金1千106万6千円を増額し、国庫支出金2千500万円、繰入金920万1千円、市債2千720万円を減額するものでございます。歳出につきましては、下水道事業費5千33万5千円を減額するのが主なものでございます。

議案第12号は、平成26年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に321万5千円を増額し、収益的収入の総額を11億3千326万2千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算から655万円を減額し、収益的支出の総額を11億2千128万6千円とするのが主なものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算に9万円を増額し、資本的支出の総額を4億145万7千円とするものでございます。

議案第13号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、今年度人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、公務員の給与が民間を下回っていることが明らかになり、民間準拠の原則にのっとり、これを是正するために、給与表の引き上げ改定及び勤勉手当の引き上げ改定等が勧告されましたことから、本市においても適正な給与水準を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（湯浅祐徳君）

日程第5、休会の件を議題とします。

明日13日から14日までの2日間を休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。13日から14日までの2日間、休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月15日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様方に申し上げます。12月18日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月16日午後1時までに通告書を提出するようお願いします。なお、所属する常任委員会の所管する議案について、原則として質疑を避けるようお願いいたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時33分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件  
議案第9号から議案第14号  
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程  
議案第1号から議案第13号  
提案理由の説明
5. 休会の件

.....  
(9月定例会継続審査)

- 議案第9号 平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第12号 平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第13号 平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第14号 平成25年度八街市水道事業会計決算の認定について

(12月定例会)

- 議案第1号 専決処分承認を求めることについて(平成26年度八街市一般会計補正予算)  
議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について  
議案第5号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について  
議案第6号 市道路線の認定について  
議案第7号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について  
議案第8号 平成26年度八街市一般会計補正予算について  
議案第9号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について  
議案第10号 平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算について  
議案第11号 平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算について  
議案第12号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について  
議案第13号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について